

衆議院文教委員會會議錄第十三号

昭和六十年五月二十四日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 阿部 文男君

理事 石橋 一弥君 理事 大塚 雄司君

理事 白川 勝彦君 理事 船田 元君

理事 馬場 昇君 理事 中野 寛成君

青木 正久君 赤城 宗徳君

稲葉 修君 白井日出男君

榎本 和乎君 町村 信孝君

渡辺 栄一君 木島善兵衛君

佐藤 徳雄君 田中 克彦君

中西 續介君 有島 重武君

伏屋 修治君 藤本 洋子君

山原健二郎君 江田 五月君

出席國務大臣

文部大臣 松永 光君

出席政府委員

文部大臣官房長 面崎 清久君

文部大臣官房審議官 菱村 幸彦君

文部省初等中等教育局長 高石 邦男君

文部省教育助成局長 阿部 充夫君

文部省高等教育局長 宮地 實一君

文部省体育局長 古村 澄一君

委員外の出席者

議員 馬場 昇君

議員 佐藤 徳雄君

議員 中西 續介君

労働省労働基準局監督課長 菊地 好司君

自治省財政局調整室長 鶴岡 啓一君

文教委員會調査室長 高木 高明君

本日の會議に付した案件

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(木島善兵衛君外二名提出、衆法第八号)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(木島善兵衛君外二名提出、衆法第九号)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外二名提出、衆法第六号)

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(中西續介君外二名提出、衆法第五号)

○阿部委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、木島善兵衛君外二名提出、児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案及び木島善兵衛君外二名提出、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。松永文部大臣。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○松永國務大臣 このたび、政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合の給付については、共済組合設立以来、国立公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことを建前とし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和六十年年度における国立公立学校の教職員の年金の額の改定措置等に基づいて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うため、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金等の額を、昭和五十九年度に国家公務員の給与の改善内容に基づいて行われる国立公立学校の教職員の退職年金等の額の改定に準じ、昭和五十八年度以前の退職者に係る年金について、昭和六十年四月分から引き上げること等といたしております。

第二に、既裁定の退職年金等の最低保障額を国立公立学校の教職員の既裁定年金の最低保障額の引き上げに準じ、昭和六十年四月分から引き上げるとともに、遺族年金については同年八月分以後、さらにその額を引き上げることとしたしております。

第三に、掛金等の算定の基礎となる標準給与の月額の高額を四十五万円から四十六万円に引き

上げるとともに、最低額についても七万七千円から八万円に引き上げることとしたしております。最後に、この法律の施行日につきましては、昭和六十年四月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○阿部委員長 馬場昇君。

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○馬場議員 ただいま議題となりました法律案について、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

今、東京、大阪等人口急増地域では人口の社会増と自然増に押され、交通戦争、住宅不足と狭隘化、公害の多発、自然の喪失等、環境条件は著しく劣悪化しており、生活、労働、文化のあらゆる面で問題点を引き起こしております。

特に、学校では既にそのピークは越えたといえ児童生徒の急激な増加に伴う学級、学校の新增設計画がその実勢に追いつけないため、運動場をつぶしてのプレハブ教室の建築や特別教室の普通教室への転用、あるいは四十六名以上の学級編制等によって急場をしのいでいる学校が依然として目立っております。

こうした状況の中で、過大学級、学校はいまだ

に残存し、教室、職員室、運動場、校具等、学校の施設設備は不備のまま異常な形で教育活動が展開され、子供の遊びと遊び場は奪われ、子供同士の間関係、子供と教職員の人間関係、教職員同士の間関係は阻害されています。

こうした教育的対人関係の破壊、揺れ動く学校生活の中で、子供の学力の低下、校内暴力等、教育荒廃の現象は依然として大きな社会問題となっています。

一方、地方自治体では子供の学習権を守り、行き届いた教育を保障するためにも児童生徒数急増に対応しながら、学級、学校の新増設計画に取り組んでいます。

しかし、自治体においては、実勢に見合わない現行の国庫補助制度や地価の高騰、校地取得難等のもとで、膨大な教育財政の支出を要するに迫られています。このことはまた、ただでさえ危機的状況下に置かれていた地方財政をますます圧迫し、一般行政水準を低下させる要因ともなっています。

それだけに、人口急増市町村の財政力をもってしては、正常な教育を行うための施設設備を確保することは、もはや困難な状況下にあると言わなければなりません。

幸い、昭和四十六年度より児童生徒急増市町村に対する校地取得に係る定率補助制度が発足し、昭和四十八年度には校舎の新増設計画に対する国庫補助率の引き上げが行われることとなりました。

また、昭和五十九年度より過大規模校の分離促進に向けた用地取得のため一定の予算が計上されるまでに至りました。

しかし、これらの措置は一定の効果を果たしてきたとはいえ、いまだ当該市町村の要望を到底充足するまでには至っていません。また、公立高校新増設計画に対する国庫補助制度は、昭和五十一年度より発足し、その予算は増額されつつありますが、補助条件の制約があることや校地取得費が補助対象となっていないこと等もあって、高校の新増設計画に大きな障害点となっています。

これらの助成措置は、元来義務教育諸学校施設

費国庫負担法の抜本的改正等により、その改善充実を図らなければなりません。当面、四十人学級の発足に伴う学級の新増設計画人口急増地域や過大規模校に山積する教育上の諸問題を解決するためにも、当該市町村に対する特別措置を講ずることが緊急の課題となっています。

以上、児童生徒の増加地域における公立の小学校、中学校及び高等学校の施設整備に係る国庫補助制度の実情にかんがみ、これらの施設整備を一層促進するため、国の行政財政上の特別措置をさらに拡充するための法的措置を講ずることとし、もって学校教育の円滑な実施を確保するため、本法案を提案する次第であります。

次に、本法案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、この法律は、児童または生徒が急激に増加したまたは増加する見込みのある地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に必要となる特別の措置を定めることにより、学校教育の円滑な実施を確保することを目的としております。

なお、今回、別途提案いたしました義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案による過大規模校の分離、新設校整備費についても本法案による特別措置が適用されることとなります。

第二は、この法律において児童急増地域または生徒急増地域とは、市町村における過去三年間の児童または生徒の増加数などを基準として各年度ごとに文部大臣が指定する市町村の区域を言うこととし、その指定期限は、指定要件失格後も二年間は有効としております。

第三は、第二の児童急増地域における公立の小学校に係る校舎及び屋内運動場の新増築費並びに学校給食施設及び水泳プールの整備費に対する国の負担率または補助率を四分の三に引き上げるとともに、生徒急増地域を通学区とする公立の高等学校の水泳プールの整備費に対する国の補助率についてもこれを二分の一に引き上げることとし

ております。

第四は、国は、政令で定めるところにより、児童急増地域の公立の小学校の用地取得費についてその二分の一を補助するとともに、第三の公立の高等学校の用地取得費及びその校舎等の新増築費についてもその二分の一を補助することとしております。

第五は、国は、第三及び第四の児童生徒急増対策事業に係る地方債の資金について特別の配慮をすることとし、その元利償還金についてもこれを地方交付税で措置することとしております。

第六は、国は、児童生徒急増対策事業に係る用地取得を容易にするための税制上の優遇措置を講じなければならないこととしております。

第七は、地方公共団体は、その区域内で大規模宅地開発等が行われる場合において、特に必要があるとき認めるときは、その開発事業者に対し、公立の小学校または高等学校の用地の確保を求めることができることとし、その場合の用地確保を開発事業者が義務づけられております。

第八は、地方公共団体は、大規模宅地開発等に伴い公立の小学校または高等学校の施設の整備事業を行う場合、財政事情等によりその事業を適時に進めることができないときは、その開発事業者に対してその事業の立てかえ施行の申し出をすることができるとし、申し出を受けた開発事業者は、その地方公共団体との協議に基づきその事業を行うものとするとしております。

第九は、この法律は、昭和六十一年四月一日から施行することとし、昭和六十六年三月三十一日までの期限立法としております。

以上が本法案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

次に、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。戦後の公立学校の施設整備は、焼失面積六百八十万平方メートルに及ぶ被災校舎の復旧、六・三

制発足に伴う新制中学の生徒五百万人を収容するための中学校施設の建設、ベビーブームによる児童生徒急増対策、高度経済成長に伴う大都市周辺地域の児童生徒急増対策、進学率上昇による高等学校生徒急増対策など、その量的整備が最大の課題として進められてまいりました。

これらの整備事業に対し、地方公共団体の過重な財政負担を軽減するため、戦後初めて国の補助負担制度が導入され、順次立法化されたのであります。義務教育施設については、昭和三十三年に本法すなわち義務教育諸学校施設費国庫負担法が制定され、国の恒久的な一部負担制度が発足し、その後の公立中学校等施設の量的整備に少なからず寄与してまいりました。

このような量的整備は、児童生徒急増市町村や高等学校生徒急増都道府県にとつて今後も引き続き必要であり、小中学校の児童生徒数が昭和五十七年度をピークに減少に転じた現在、今後の整備事業の重点を質的整備に置くべきであります。とりわけ児童生徒急増対策の後遺症ともいえます。過大規模校の分離促進は緊急の課題であります。

昭和五十九年度現在、小学校については二十五学級以上、中学校については十九学級以上の学校をそれぞれ過大規模校としてとらえ、公立小学校の場合はその一五・六％に当たる三千八百六十五校が、中学校の場合はその三二・九％に当たる三千四百十八校がそれぞれ過大規模校となります。

これら過大規模校については、教育活動や学校運営の面でさまざまな問題点が指摘されております。すなわち、校地が狭く、体育の授業、クラブ活動、学校行事が制約されること、校舎等の配置が複雑なものも多く、非常災害の場合が心配されること、音楽、理科等の授業を普通教室で行わざるを得ない場合が多いこと、教師と子どもとの触れ合いや教師相互の意思疎通が困難であり、学校としての一体感が培われにくいこと、また、このことが校内暴力など多発する生徒の問題行動と無関

次代を担う子供たちが、常に恵まれた環境で教育を受けられるよう学校施設など教育諸条件の整備充実を図ることは、教育基本法に定められた国や地方公共団体の責務であります。したがって、このような過大規模校における教育の現状にかんがみ、その分離を促進し、学校規模の適正化を図る必要があります。

現在、小規模校を適正規模に統合する場合には、本法により、国庫負担の対象となりますが、過大規模校を分離する場合には、その対象とならなないのであります。この際、その分離に伴う校舎等の整備費に対する国の負担制度を新設することとし、本法法案を提案する次第であります。

なお、学校教育法第三条に「一学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従ひ、これを設置しなければならない。」と規定されておりますが、義務教育の学校については、その施設設備の指針となるべき設置基準が未制定であります。このため、設置基準のかわりを本法の補助基準が果たしているというのが現状であります。この際、教育施設の質的整備を進めていくためには、本法の改善もさることながら、速やかに適正な設置基準を制定する必要があることを付言しておきたいと思ひます。

次に、本法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、国は、新たに公立小中学校の過大規模校を適正規模に分離することに伴つて必要となる校舎または屋内運動場の新築費について、その二分の一を負担することとしております。

第二は、この法律は、昭和六十一年四月一日から施行することとしております。

以上が本法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○阿部委員長 次に、馬場昇君外二名提出、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中克彦君。

○田中(兄委員) 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案の質問の第一陣でもございますし、また我が党からの質問でもございます。そういう立場に立つて、限られた時間ではありますが、問題点を絞って御質問をいたしてまいりたい、このように考えております。

最初に、まず、そういう意味から提案者に伺いますが、本法は国際障害者年よりなお以前から障害児教育のあるべき姿を求めて議員立法として提案、審議が重ねられてまいりました。その回数も数次に及んでいると聞いているわけであります。したがって、本法提案案のあるいはまた今までの審議の経緯と今回の立法の趣旨、目的、そういうものについてまず概括的に明らかにしていただきたい、このように思います。

○馬場議員　お答え申し上げます。

この法律を立法する目的でございますけれども、障害児教育諸学校の教育の水準の維持向上にあるわけでございます。

主などういう立法をして維持向上に努めるかということを申し上げます、まず第一に、特殊教育とか特殊学校と使われているのですが、この

稱を變更したい、こう考えておるわけでございまして、我が国には歴史的や伝統的とかあるいは医学的無知によりまして障害者に対する差別意識というものがあるわけでございまして、そういう意

識が特殊、普通ではないという言葉によってあらわれておるわけでございますので、この際、障害児教育、障害児学校という形を呼称を変更して、

それから、さらに、障害児教育では、普通の子供でも三つ子の魂百までといつて幼児教育は非常に大切でございますが、特に障害児教育には幼児教育というのは非常に必要不可欠なものでございまして、そういう意味で障害児の幼児教育を充実させる、そういう意味で、定数法に幼稚部が入っていないわけでございますので、幼稚部の定数法をつくりたい、そういうことでございます。

さらに、障害児教育というのは、幼稚部、小学部、中学部、高校部と教育の一貫性というのは非常に必要でございますので、幼稚部に定数法を適用し、義務教育諸学校の定数法に入っております小学部、中学部、高等学校の定数法に入っております高校部、それを一本の幼稚園から高校までの定数法に連係を持たせてやりたい、こういうことではないかと思います。

いま一つは、最近非常に重度とか重複障害児が
たくさん入ってきておるわけでございまして、そ
のために、勤めております教職員の健康被害とい
うのが非常に大きくなっております。こういう意
味におきまして、そこに勤めております教職員の
定数を改善いたしましてその健康被害をなくした
い、こういうことも入っておるわけでございま
す。

さらに、障害児教育に大切なのは、寄宿舎の教育、これはもう寝るところではなしに寄宿舎も教育の場だ、こうとらえて、寄宿舎を教育の場にした、そういうことで寄宿舎教諭等の配置もしておるところでございます。

今言いましたようなことを六年間計画で実行していきたい、こういうことでございます。

さらに、この問題については、質問者もおつ
やいましたように、もう既に一番最初に出しま
たのは一九七九年、昭和五十四年です。それか

七年間美はなっておるわけでございます。第一
 回目に審議いたしましたのが一九八一年、昭和五
 十六年、いわゆる国連で指定いたしました国際障

これは平等と完全な参加という意味で決議を上げておりまして、その決議の中でも、障害者にかかわるすべての法律とか制度とかそういうものを速やかに改善しなさいという決議もしておるわけでございまして、その決議を国会でされましたのが昭和五十六年五月二十八日でございましたが、その翌日の五月二十九日にこの委員会で第一回の審議をいたしました。それから一九八三年の五月十八日に第二回、そして昨年に第三回の審議をいたしまして、実は本日で第四回目の審議になっておるわけでございます。

今、全世界に障害者が四億五千万人ぐらゐおると言われますし、我が国にも四百万人ぐらゐおるわけですし、障害者の児童が九万人ぐらゐおる。そこで五万人ぐらゐの人が働いておる。こういう人たちはもう一日も早くこれを通してくださいと願望しておるわけでございますので、ぜひこれを早急に成立させたい、こう考えております。

○田中(克)委員 今御説明がありましたように大変長い時間をかけてこの障害児教育の前進のために努力が払われてきています。特に、戦後経済の発展とともに福祉対策とりわけ障害者対策、障害児教育、こういうものに関心が寄せられまして、最もこの運動として盛り上がったのは何といつても国際障害者年である一九八一年、昭和五十六年で、「完全参加と平等」をテーマとして衆

参両院で国会決議等も行われ、これが運動を大きく前進をさせ、盛り上げてきた、こう思うわけがあります。しかし、こういう際に行われた議論あるいは決議の中にもありますように、いわゆる極端な左翼、特に障害者対策というようなものにつき

ましては、一朝一夕にこれを改善すること
は大変難しい、一定の長い時間をかけて、そして
長期にわたるため、その努力が積み重ねられ

て初めて、この歴史が、伍紇の偏見といふべきもので、
ものや医学的な無知による差別意識をなくし、ま
るいは障害者に対する十分な理解、思いやり、こ

ういもの育つていくんだということが言われてきたわけであります。

そこで、政府の方も、この障害者年になんで障害者年推進本部なるものを総理を本部長としてつくり、五十七年の三月二十三日には障害者対策長期計画なるものを決定をいたしております。この中に、保健医療、教育・育成、雇用・就業、福祉・生活環境の各分野に分かれてこの計画があるわけでありまして、特にこの教育・育成につきましても、今後十年間にわたる障害者対策の基本、こういうことで提示がされております。これは文部省十分御承知のことだと思っております。また、さらにこれとは別に五十五年五月の九十一国会で定数法改正が行われ、その際に十二年計画も出てまいっております。これに基づいて今後この計画を推進していくという方針は決まっております。

これは文部省の計画といふことよりも、障害者対策の長期計画なるものは内閣を挙げての、いわば政府の責任における長期計画、こういうものであります。したがって、これとこの文部省自身が持つ定数改正のための十二年計画というものはもちろん整合性を持たせてあると思っております。この計画に基づいて現状障害者対策を進めてきていると思っておりますが、必ずしもこれがこで言われるような計画どおりに推移をしていない、こういう実態は指摘せざるを得ない、こう思うわけでありま

す。この計画の今後における推進方策につきまして、まず最初に、文部大臣の考え方を聞きまして、おきたい、こう思います。

○松永国務大臣 官・養護学校の学級編制及び教職員定数の改善につきましては、先生御指摘のとおり、いわゆる十二年計画の中で対処することとして、小中学部では五千二百二十四名、高等部につきましては千二百九十八名の教職員定数の改善を図ることとしておるわけでございます。

なお、この改善計画は、先生御承知のとおり、昭和五十七年度以降はその実施を抑制するという

ことになっておるわけなでありますけれども、官・養護学校の教職員定数の改善については、その重要性を考慮して抑制することなく、抑制前の昭和五十五年、五十六年度と同様に教職員定数を毎年百五十人ずつ増員を図ってきたわけでありまして、今後ともこの問題の重要性にかんがみまして、着実な改善計画が実行されますように努力をしてまいりたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○田中(克)委員 大臣、今五千二百二十四人の増員計画があつて百五十人ずつふやしてきた、こう言われるわけですが、八〇年から八四年までに七百五十名ふやしてみても、四千三百七十四人はまだこの計画からしても大きく立ちおくれをしていて、立場でも現状を認めていただいて、今後どうするかという決意を私は聞きだしたわけでありまして、そういう点では答弁非常に残念でございます。しかし、時間がございませんで、こういう点を指摘だけしておいて、質問を前に進めてまいります。

(委員長退席、石橋(一)委員長代理着席) さつき提案者からも言われております。私も、今質問をするにつきまして、いわば障害児諸学校、こういうことで呼んでおりますけれども、文部省の機構の中にも初等中等教育局特殊教育課、こういうことで、特殊教育、特殊教育、こういう行政用語としてもこれは実際に通用をされているわけでありまして、この障害者年を機会にこれを改善すべきだという意見は、今提案者からの説明がありましたように、四回にもわたって法案が出され、その都度議論がされてまいりました。特に私印象に残つておりますのは、昨年この文教委員会に湯山勇先生が出席をしまして、この問題に先生としては十数年来の執念を燃やして要求を続けてきていたわけでありまして、昨年の討論の中でも一向に、従前の答弁の繰り返しであつて、具体的な前進がないということで、先生大分憤慨をされました。その際に、特に委員長に対して

て善処を要望するというところで要求がございました。その際の議事録を見ますと、委員長はこういうまゝとめをしておられるわけでありまして、「そこで、委員長といたしましては、次の機会に何らかの御発言ができるように前向きに検討をしていただく」という要望をいたしておきたいと思つております。いわば、委員長が文部省に対して次の機会には前向きに検討をなさうということに要望をしてい

るわけでありまして、ことしの場合、私は前の議論をまた同じように蒸し返して同じことを言ひ合ふというむだを省いて、去年こういうまゝとめになつていただいて、私の言いたいのは、実はこれは去年の五月十八日のことでありまして、私の記憶では、湯山先生が突然亡くなられたのは翌月の六月十七日のことでありまして、これはなぜ私が記憶をしているかといふと、実は私の母親も五月十七日に亡くなりました。湯山先生がそのときに、私が質問を大変苦にしておりまして、田中さん、親孝行はするものだ、すぐ帰つて看病に行きなさい、私がかわつてあげますよ、こう言つて私を帰してくれたわけなんです。その先生がこのことに執念を燃やして議論をし尽くして、実は討論をした翌月、一カ月後に急遽亡くなられているわけでありまして、私の立場からすれば、いわばこの湯山先生の遺志をやはり引き継いで、この会議で、次の機会にこのことについては前向きに検討して答へなさいという要求が委員長から出ているわけでありまして、私は、文部省にその責任の上から、きよりの機会には、この特殊教育という名称を障害児教育、特殊教育という名称を障害児諸学校という形にこの機会に改めていくということについて、前向きなる答弁をぜひ聞かしていただきたい、こういうふうに思ひます。

(石橋(一)委員長代理退席、委員長着席) ○松永国務大臣 学校ではもちろんのこと、行政の場でもその他の場でも、差別的な用語は絶対に使つてはならぬ、私はそう思ひますし、私自身そういう心がけで行動してきたつもりであります。

問題は、特殊教育あるいは特殊教育課などという用語なんでありまして、これは学校教育で特別に手厚い教育をするという意味合いで使われておると思うのでありまして、差別的な用語とは必ずしも私どもは考えないまま四十一年間経過をしてきた、こういうことでございまして。

湯山先生の熱心な御指摘、私もいろいろ資料で承知しておるわけでありまして、しからば、障害児教育あるいは障害児学校というふうにつけた場合が果たして妥当なのかという問題が実はあるわけでありまして、行政の内部等の場合には、これは研究する対象、取り扱う行政の対象が、文字どおり心身の障害がある児童生徒を対象にした教育を受け持つ課でございますから、これは役所の内部では私はいふと思つておりますけれども、外で使う場合には、意味のとおり方によつては当初から、はなから、そこに行つていられる方は心身の障害がある方といふふうになつてしまつてしまつていふ面も実はあるわけでありまして、どちらが妥当であるか、にわかに判定しがたい面もあるわけでありまして。

先ほど先生の御指摘にありました去年の湯山先生の御指摘の直後から、文部省では専門家に集まつていただきましたこの問題についての検討をお願いをしたわけでありまして、その結果としては、特殊教育という言葉にかわり得る適当な言葉がいろいろと見出しにくいなというふうな御指摘も実は受けておるわけでありまして、私もとしましては、特殊教育あるいは特殊教育という名にこだわる気持ちがさらさらございませぬ。国民の大部分の人が合意していただけるようないい用語があらまれば、改めるにいきさかもやぶさかではないといふうなことをございまして、なお一層勉強していかねばならぬ、こういうふうにしておる次第でございます。

○田中(克)委員 昨年の答弁から一歩前進した前向きな答弁ということで私も期待をいたしたわけでありまして、そういう具体的なものについて示していただけたのは非常に残念に思

います、既に御承知のように、東京都あたりでは、もう障害児学校という形で、障害児教育という形で呼んでおりますし、また地方へ参りましても、それぞれの障害児諸学校が、学校の名称を特別の固有名称をつけて呼ぶとか、あるいはまた、学級の場合は先生の名前をつけて何々学級と呼ぶとかというように、むしろ非常な細かい配慮をしてきていることは御承知のとおりであります。したがって、私は、地方の方がむしろそういう点で先取りをしまして、文部行政を預かる文部省の方がむしろこの問題については後追いをしているような、そういうことについて湯山先生は非常に遺憾をされたのではないかとこのように思います。福祉に対する基本的な発想の問題点の議論へさかのばれば、また基本理念の問題になつて非常に時間がかかるでございましょうから、そのことをきょうやつてゐる時間にはございせんけれども、今文部大臣が、改めるにやぶさかではない、検討してもらいたい、こういうことでありますから、ぜひその検討を、去年議論してもう一年たつております。一年の間にどういう検討を具体的にされたのか、そのぐらゐのことについてもお聞きができる、こう思つたわけでありますけれども、これは松永文部大臣の責任で、来年この問題でまた同じような議論を繰り返すなというようなことになるように、ぜひ本当の意味の前進の姿勢をこの際要求をしておきたい、私はこんなふうに思います。

そこで、限られた時間でございましてから、そういう注文をつけてまた前へ進めます。

実は、文部省の「学校基本調査速報」、五十九年五月一日現在のものではありますけれども、盲・聾・養護学校の学校数は合計で九百二校、生徒が九万四千八百七十一人、これらのことは大体わかつておりまして、これに対する教職員の配置数は総数ではわかつてゐるわけでありまして、私は、この障害児諸学校に關係する寮母、事務職、現業、介助職員、こういうものについてその数をできるだけこの機会にお伺いをしておきたい、こう思います。

なお、この中にはいわゆる国庫負担の件うものやと、そうでないものと若干違いもあるかと思ひますが、でき得ましたらその内訳もあわせて聞かしてもらいたい、こんなふうに思ひます。

○高石政府委員 昭和五十九年度の学校基本調査でございまして、それによりますと、盲・聾・養護学校の本務職員は合計で一万四千四百三十九でございまして、そのうち寮母は四千七百三十一でございまして、事務職員は二千八百四でございまして、現業職員、これは学校給食調理従事員、用務員、警備員その他の職員でございまして、これが四千九百三十四人でございまして、それらのほかに学校栄養職員等は千九百七十人となっております。また介助職員については、全体のうち千二百五十七人が介助業務を担当する職員として報告されております。

県費負担の關係は助成局の方からお話し申し上げるかと思ひます。

○阿部政府委員 お答えいたします。

総数はただいま初中局長の方からお答え申し上げたとおりでございまして、その中で、事務系統の職員が二千七百四十七名、寮母が四千七百七十名、学校栄養職員が五百二十名、合計七千九百七十七名というのが負担法対象者でございまして、○田中(元)委員 そのことはわかりました。

そこで、特に問題なのは、昨年も大議論をしたわけでありまして、寄宿舍の寮母の実態というのはなかなか大変な現状にある、こういうことであります。特に、この寮母の増員計画というのは現状ありませんので、最低保障の小規模宿舎を除くことは御承知のとおりであります。一方、入所者の方は、最近では非常に重度あるいは重複障害児がふえていく傾向にあるということもまた御承知のとおりであります。したがって、そういうことから寮母の負担というのは非常に過重になつてきてゐる、それが証拠には、一面で男性寮母の占める率というのは逆に言えば、重度や重複障害児がいて

寮生活などで事実上介護しながら教育をする、こういうようなことになりまして、ちよつと体の大きい障害児になれば女性の手には負えない。こういう状況なども実際にはあるようでありまして、どうしてもそこには力のある男性の手が必要だ、こういう実情もあるようであります。

それから、前から言われていることでありますけれども、私はこの審査の前に養護学校などの現場も幾つか視察をしてまいりましたが、とにかく寮母さんが果たしている教育的役割というものは大変な意味を持つてゐると私は思つております。こういう重い障害児が受ける教育というものは、事実上それがそのまま、生活習慣を身につけてできるだけ自分で自分の身の始末ができるような訓練を繰り返して、それが将来の社会生活への自立につながつていく、そういう教育を中心にするわけでありまして、これは学校の中にいるときだけ教育ではなくて、むしろ生活そのものが全部教育の場だ、こういうことにならうかと思つております。したがって、この寮生活の指導の重要性というものの、言いかえれば寮母が果たしている役割の重大さというものはもう少し直視をされなければいけないのじゃないか。

これは昭和五十八年の数字なんです、四千七百七十八人のうちに、いわゆる男性寮母と言われる人が実際には三百一人おります。こういう現状。しかも、私いろいろと資料をいただきましたが、神奈川県、山梨にしても、長野県の調査にしても、私の県の山梨にしても、寮母の健康実態を調査した表を見ますともう大同小異であります。そして、特に腰痛、それから女の人の場合であれば生理の障害、それから切迫早産、流産、帝王切開、こういうものが非常に健康を脅かしてゐる。その率も、いろいろな障害を合わせれば、いわば七八割の寮母さんがそういういづれかの障害に侵されてゐる、実はこういう数字も出てゐるわけでありまして、これは細かく申し上げたいわけでありまして、時間がありませんから総括的に申し上げたわけでありまして、私はそういうことを前提

にして、これから二つ問題点を指摘をして回答をいただきたい。

一つは、今言いますように、大体男性寮母なんという矛盾した言葉はないですね。寮母というのはお母さんのかわりでありまして、それが男性のお母さんのかわりなんというのは、言葉そのものとしても呼び方として矛盾してゐます。しかも、現場の中には男性寮母を必要とする、ふえつつある傾向、こういうものからすれば、この寮母の名称というものは、後から本法提案者の方から説明もあると思ひますけれども、やはり私どもの立場からすれば、これは寄宿舍の教諭という名称と身分というものを、さきの教育的に果たしている役割や生活指導上の教育の観点から、これを身分も明確にすべきであるし、資格もそういうふうにするべきだと思ひます。

それから、もう一つは、生活の問題であります。寮母の場合は教育職員表の(二)表の三等級、こういうことでありますが、それ以外にも、二等のわたりにつきましても、各府県でそれがあつたりもあつたり、ないところもあり、またわたりの仕方についても、同じ等級から渡るのに渡る先が違つていたり、それから宿直手当につきましても、寮母手当につきましても、あるところ、ないところ。それから金額につきましても、寮母手当のごときは月額支給で二千四百円、三千二百円、いろいろな形で実際にはいわばばらつきが物すごくあります。これはそのまゝ、この人たちの生活が、身分が非常に不安定であるということとを端的にあらわしている数字ではないかと思ひます。

そこで、そういう点をこの際改善をしていかなければならぬ、こう思ひます。どう考えられますか、今後のあるべき姿としてどうでなければならぬか、そういう点をひとつお答えいただきたい。

○高石政府委員 寮母の名称の問題でございまして、一般的に免許状を有する者を教諭、こういうふう

に言つてゐるわけでございます。したがいまし

て、それと全く混同するような形の名称を使うことはどうかというふうな思ひがござります。職務の内容が食事、洗濯等児童生徒の日常生活の世話、生活指導を主とする養育を目的として行われるわけでござりますので、そういう点で、教諭という名前を使うことは免許状を有する者との混同を引き起こすというふうなことから、いかがなものかと思ひがござります。

ただ、男性の寮母の職務に従事をする方がふえているという現実の姿がありますので、この名称、呼び方については十分検討していかなければならないであろうというふうに思ひがござります。

○田中(宏)委員 これは後でほかの方の質疑の中でも提案者の方から考え方が示されると思ひますので、時間が迫ってきておりますから、二つほど重要な問題についてだけ伺ひます。

次の問題点として、寮母の宿直問題、去年も大審議論をいたしました。そこで、労働省おいでになつていと思ひますから、私は、昨年のこの討論をしたものを読み直してみてもなおかつ釈然としないわけであります。要するに、労働基準法第八十二条の教育の業務、十三号の保健衛生、こういうことで、寮母さんは十三号に該当するということで宿直が許可をされております。その際に、私はその議論を返し返すということが言われて、労働省の答弁によればこういうことが言われております。完全に睡眠がとれることを前提として宿直は許可する、これが一つ。それからもう一つは、週一回が原則として基準である。それから、通常の勤務と同じような延長ならば許可はしない、こういう見解が示されました。したがって、急病とか火災とか地震とかそういう場合に、通常の勤務と同じような状況になつた場合には、その分を宿直からまたカットして通常勤務として取り扱う、こういう見解が実は前回示されているわけですね。その際に、その討論の後こういうように言っているわけですね。労働省自体も、通常の場合に比べてその緊張度が非常に高いことは事実だ、週一回だけを守つていただくように文部省にお願いをし

ている、定員が充足されない事情でそれを越える例も間々あるようだけれども、その点につきましては今後指導監督に十分に努める、こういう約束を去年の委員会でしたわけですね。

私がお聞きしたいのは、いわば文部省とよく協議しなさいという私の質問に対してそう言つたわけですから、文部省にお願いをしているわけですね。週一回だけを守つていただくようにお願いしているわけですから、その点についてどのようなお願い、話し合い、こういうものが一体されたのか、その結果はどうなのか。

それから、そういう点につきまして今後とも指導監督に努めてまいりたい、こうありますが、私の調べた限りでは、去年の審議をした時点と、今日私が現場を回つてみた時点、何ら一向に改善された形跡はありません。むしろ厳しくなつていく状況であります。そうだとすれば、労働省としても、いつどのような指導監督をどういう手だてで都道府県なり障害児諸学校にしたのか。それから、もし具体的にやつた手だてというものがあれば、そのこともあわせて御報告をしてもらいた

同時に、文部省にもこのことはお伺ひしたいわけですが、労働省からお願いをされて、具体的にどのような対応を文部省としてはとつたのか、これを答えていただきたいと思ひます。

○菊地説明員 御指摘の点につきましては、社会福祉施設一般の問題にもかかわることございまして、労働時間の問題について非常に多岐に、かつ深刻な点を抱えているというところで、従来から重点対象として指導指導を行い、その是正を図つてきていますところでございます。五十九年におきましては、先生の御指摘も踏まえまして、従来にも増して多数の事業場に監督指導を実際に行いました。五十八年の一年間における監督実施状況の分析も取りまとめましたので、財政的な援助あるいは関係機関の指導というふうなことも必要になつてまいりますから、そのようなデータも含めまして、具体的にどのような解決策が可能なの

か、それをさらに突っ込んでいきたいというように考えております。

方針といたしましては、地方段階に文部省初め都道府県の関係機関から成つております改善協議会という場がござりますので、そこで各論的な詰りめをやつてまいりたいと思ひますし、文部省とも基本的な方針について再度話を進めていきたい、かように考えております。

○高石政府委員 先生御指摘のように、寮母に関する宿直の状況というのは必ずしも週一回という実態でないというので、昭和五十九年五月一日現在でまずその実態を把握しようということで、十二県を対象にして抽出調査をしたわけでござい

ます。これによりまして、寮母一人当たりの月平均の宿直日数は五・二ということでございますから、四をやや上回つておるという状況であることは御指摘のとおりでございます。

そこで、これについての改善につきましましては、第五次の改善計画で、一つは、小規模寄宿舎の最低保障を八人から十人にするということが一つと、もう一つは、入舎児童生徒四人につき寮母一人の基準を児童生徒三人につき寮母一人の基準に改善する、こういう計画を進めているわけでございます。したがって、そういう年次計画の進行による定数増等の措置と相まちながら、この問題については週一回を原則とするという方向に努力してまいりたいと思つております。

○田中(宏)委員 昨年とことしとたつた一年のこととありますから、現場の様子を直ちに目立つほど変わるといふことになることを私も考えているわけではございませんけれども、とにかく文部省も現場へおいて現場の実態というものを少し見ていただきたい、私はこういうことを強く要求をしておきたいと思ひがござります。

時間が既に来てしまいましたが、一つ重要な点が残つておりますので、ちよつと時間をオーバーしますが、質問をお許しただきたいと思ひがござります。

それは、私は補助金一括法の際に連合審査へ参

画をしまして、地方財政法第十条の問題を指摘いたしました。要するに、義務教育に対する国庫負担制度の問題であります。それはもう言われておりますように、義務教育の問題が国庫負担制度の第一号に一、二、三、こうありまして、国庫負担の対象になつていくわけでありまして、今回この中から旅費と教材費を落とすというところでこの法律改正が行われました。同時に、地方財政法の三十四条で、養護学校の旅費、教材費を同じように落としてそろえるという形の措置がとられたわけでありまして、しかし、御承知のように、この九条に決まっております地方公共団体の事務につきましては当然全額地方公共団体が負担すべき性格のものであります。養護学校につきましましては、当時まだ義務化されておりましたので、三十四条の中に第九条の例外事項として特別に取り上げられた。これが三十四条の規定という形で義務教育の国庫負担と同じ形で扱われていたわけであり

す。しかし、時間がありませんので結論の方から先にはしよつて申し上げますが、その案文からしますと、要するに国がみずから進んで費用を負担しなければならぬという第十條の規定と、それから第三十四条の方は、地方公共団体の事務として養護学校が位置づけられ、当分の間この費用を国庫負担していくという表現になつていくわけでありまして、そうしますと、いわばさきの名称の問題、特殊学校を障害児学校と呼ぶというように、社会福祉や障害児教育に対する発想の転換をする時期にきているというところであります。今回の政府の答弁をかりれば、十條の中から旅費、教材費を落とすというところは、この負担につきまして地方自治体に負担をさせることに制度として定着してきているから一般財源化するのであるというのがその言い分でありまして、三十四条の養護学校については五十四年に義務教育化されてきているわけでありまして、したがって、そうだとすれば、今回当然第十條の国庫負担の項目の中に取込むべき性格のものである、そういうふうには私は思つてい

るわけであり。そのことについて、私あれを
読んでみてもどうしても釈然としません
で、この辺についての自治省の見解をぜひ伺い
したい、こう思うのです。

○鶴岡説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、地方財政法の三十四条の
四号の方で、義務教育の小学校、中学校に係りま
す教職員の給与、従来の規定でいきますと教材等
の経費は国が全部または一部を負担するという規
定になっているわけでございます。この規定が入
った経緯は、先生御指摘のとおり、昭和三十一年
に公立養護学校整備特別措置法ができました際
に、その附則でこういう規定を置いたわけござ
います。御案内のように、その当時義務教育化さ
れていない等々の事情がありまして、第十條の規
定の中に書くということよりは三十四条に書くこ
うことが立法上いいのではないかとということで
やったわけでございます。

御案内のように、五十四年に義務教育化されま
したけれども、いわば地方財政法を改正した経緯
になりました公立養護学校整備特別措置法がまだ
引き続き残っておりますので、全く法理的な
答えで恐縮でございますが、三十四条に引き続き
規定を残すことが適当であるという判断をして
今日まで来ているわけでございます。今回、この
旅費、教材費につきまして同化定着しているとい
うことにつきましては、私も養護学校の教育
費に関しても同様に判断されるということであ
う措置を予算上もとらしていただき、この間成
立しました一括法でそういう改正をしたわけござ
います。

○田中(克)委員 もう時間ありませんから、あ
えてあれしませんが、もしそうであるとしても、
国庫負担制度の場合には、経費の種目等従来法律
にその負担根拠の規定を欠くものがあったり、負
担区分が必ずしも明確でなかったというやうな
ものもあつたりして、そういうものを昭和五十年か
ら五十一年にかけて関係法律の整備を行うととも
に、地方財政法等の一部を改正する法律として国

庫負担規定の一括整備を行ったという経過もある
ように、いわばそういうものを全体的に整備をし
ていくことがこの際必要ではないか。だから、そ
れを言っているわけでありまして、今後私も十
分この点は勉強いたしまして、また後の機会に討
論させていただきたい、こんなふうに思います。

質問は以上でありますけれども、私は、最後に
提案者に注文をいたしておきたいわけですが、
先ほどから明らかになっているように、これはも
う四回目ですね。昨年の議論とことしの議論がど
ういうふうに関連しているんだということにな
ると、それも余りかわりばえがしない。そういうこ
とを繰り返していても、国会でこれだけの重要な
問題を審議する意味が余りない、私はこういうよ
うに実は思っているわけなんです。したがって、そ
ういうことからすれば、この機会にこれらの問題に
ついて今後、従前審議はしてもこれが継続審議に
持ち込まれるあるいは廃案になる、こういう形で
いわばしり切れたトーンになつておる。一回、各政
党、各議員、委員、こういう人たちの意思表示を
する機会を私はぜひつくつてもらいたい、こうい
うふうに思っています。

これは提案者としては委員長にも要求すべきこ
とだ、私はこう思っておりますが、提案者はどの
ようにお考えですか。

○馬場議員 この法律が一日も早く成立しなけれ
ばならないような重要な問題が、障害児の児童の
教育の問題、そこで働いておる人たちの健康の問
題でたくさんあるのですから、一日も早く成立し
てもらいたいわけでございます。

今おっしゃいましたように、実はこれ四回審議
いたしまして、最初に提案してから七年たつてい
るのです。そして、この委員会でも十数名の人が
質問しているわけなんです。政府が出したもので
もそのくらいやつたら必ず結論を出しているわけ
です。そういう意味で、もう慎重審議を尽くした
この辺で成立してもらいたい、こういう気持ち
でいっぱいございまして、さらに、議会制民主
主義からいいますと、政府が出した法律を大切

にして、議員が出した法律を後回しにする、これ
は民主主義の基本に反すると私は思うのですよ。
特に、諸外国の進んだところでは、議員が出した
法律こそ先議する、優先するというところもあるわ
けでございますから、これはぜひ私の方からも委
員長にお願いをして、この機会に成立するように
ここで結論を出していただきたい、そういう気持
ちを持っております。

○田中(克)委員 質問は終わりますが、委員長、
今提案者もそういう要求を強く持っているよう
であります。したがって、委員長の本法律案に対
する扱いの問題について、委員長見解なるものを
ぜひ明らかにしていただきたい。

○阿部委員長 委員長より申し上げます。
田中委員の発言につきましては、極めて重要な
問題でございますので、理事会において十分検討
させていただきます。

○田中(克)委員 終わります。

○阿部委員長 伏見修治君。

○伏見委員 さきに質問されました方と重複を避
けながら、若干の質問を申し上げます。

まず最初に、障害者の数の実態、それからその
教育に携わる教職員の実態、これは文部省と提案
者との認識の差異はそれほどないと思ひますけれ
ども、文部省側と提案者の方から御説明をいた
さたいと思ひます。

○佐藤(徳)議員 お答えをいたします。

まず、障害児数の実態であります。一九八四
年五月一日現在の文部省「学校基本調査速報」に
よりますと、盲学校が七十二校、聾学校が百十校、
そして養護学校が七百二十校となっております。

さらに、お尋ねのありました教員数でございま
すが、盲学校については三千三百五十四名、聾学
校につきましては四千六百名、さらに養護学校に
つきましては三万二千三百八十八名となつていま
す。また、これ以外に養母、事務職員、
現業職員が配置されておまして、介助職員など
を含めると四万数千名の教職員が障害児学校に

携わっている、こういう実態であります。
○高石政府委員 先ほどお答えいただいたとおり
に認識しております。

○伏見委員 一九八〇年の五月、九十一国会で一
応政府提出という形で教職員の定数の問題が改正
されておるわけでございますけれども、今回再改
正をしたいという意図、そして再改正の要点、そ
のあたりを提案者に御説明をいただきたいと思ひ
ます。

○馬場議員 今おっしゃいましたように、一九八
〇年五月の九十一国会で教職員定数法が改正され
たわけでございます。当然その中で障害児学校関
係の改善も行われておまして、十二年計画で教
員、養母合計五千二百二十四名ふやすという改善計
画になつておるわけでございますが、これが非常
に大きく立ちおくれおるのが現状でございます。
先ほどもお話ございましたけれども、八〇年
度より八五年度まで六十年計画で毎年百五十人、
計九百人の増員は行われておるわけでございます。

今、盲学校、聾学校は生徒も減少しつつある傾
向でございます。そういう中で現場、学校には重
度障害児、重複障害児がたぐさん入つてきておる
わけでございます。学校現場の教育が非常に困
難を増しておるわけでございます。そういう立場
から言いますと、教職員、養母だけでなく、そ
の実態に即応したあらゆる職種の人を配置する必
要がある、そして行き届いた教育をしなければ
ならない、そういう意味であらゆる現業職員を含
めまして増員をしよう、こういう計画で今出して
おるところでございます。

もう一つは、もうちよつと我慢できない、こう
いう状態ならば先生方の体が壊れてしまつて健康
破壊されて、本当に障害児教育はどうなるのだろ
うかというくらい厳しい状況に今なつてきており
ます。この教職員の健康破壊というものは一日も
ゆるがせにできなくて、救済しなければならぬ。
そのためには、教職員をたくさん配置する以外に
方法はないのではないかと。施設設備を充実すると

いうこともあるわけですが、そのポイントとして教職員の配償、学級定数を少なくして行き届いた教育をしよう、こういうものもそのことを考えまして、法案にありますがよく皆さんの職権を増員あるいは新設をしたいということで提案いたしておるわけでございます。

○伏屋委員 学級あるいは定員の問題に含まれてまいりますけれども、在宅の重複あるいは重複障害者の教育に關しまして、教員を派遣して教育を行つておるといふ実態、その中でその派遣教員がどれだけの数であるのか、提案者の方から御説明をいただきたいと思ひます。

○佐藤(徳)議員 お答えいたします。

一九八三年五月一日の文部省の学校基本調査報告を調べますと、次のようになっておるわけでありまして、いわゆる訪問教育学級であります、小学部については千二百三十四学級四千三百六十四名、中学部については八百四十四学級二千四百五十名、合計二千三百三十八学級、在籍児童生徒総数から言いますと六千八百十四名という実態でございます。

○伏屋委員 その在宅の重複・重複障害者を持たれる御父兄の皆さんは、派遣教員に対する感謝の気持ちはもちろんございますけれども、どうもその実態が、私の知る限りにおいては常勤講師とか非常勤講師という形でありまして正規の教員ではない、そういう不満が御父兄の中にもあるように私も聞いておるわけでございますが、そのあたりはどうお考えになつておられますか。

○佐藤(徳)議員 ただいま先生の御質問にありましたような実態を私も把握しているわけでありまして、したがって、極めて重要な問題でありますから、そういう状態からさらに前進をさせてこれらの問題について真剣に取り組むという考えから、今次改正法案を提出していることを御理解いただきたいと思います。

○伏屋委員 この法案の第十条に養護教員定数が定められておりますが、これはどういう御意図からそういう定数を決められて法案に載せ

られたのか、その辺の御説明を提案者からお願ひいたします。

○馬場議員 養護教諭の問題でございますが、先ほどから申上げておるわけでございますけれども、最近、重複とか重複児童の入学が非常に増加いたしておるわけでございます、そういう人たちは健康の保持、回復、さらに医療療育の機能をつかさどる業務が増加しておる状況にあるわけでございます。そういう意味におきまして、この法律では盲学校、聾学校について各学部に一名、十一学級以上はさらに一名を加えておるところでございます。養護学校においては、各学部に二名、十一学級以上はさらに一名を追加する、こういうような内容で養護教諭の配置を充実させたいと提案しておるところでございます。

また、養護教諭の職務といたしましては児童の養護をつかさどるわけでございます、それが基本的な業務であるわけでございます、看護婦の業務とは基本的に異なるわけでございますので、私もこの法律の中では、さらに看護婦の配置というものでございます。

○伏屋委員 今の養護教諭のことはわかりました。また、看護婦の定数もふやすという意味もわかりましたが、学校警備員の数あるいは分校の定数配置ということについてもこの法案においては触れられておるわけでございますけれども、その辺はどういう御意図があるのか、御説明をお願いいたします。

○馬場議員 学校警備員の配置の問題でございますけれども、盲学校、聾学校、養護学校等においては障害児の寄宿舎、寮等もございますので、それから、その警備員というのは普通の学校の火災とか盗難を予防するという任務だけではなく、夜間にいろいろ問題行動が起こるわけでございます、そういうときの連絡あるいは家庭との連絡、いろいろ業務があるわけでございます。そういうことも含めまして学校警備員というものを配置いたしまして、夜間等においてもいろいろな

突発事故その他が起きたときにも万漏漏のないようにやりたい、こういうことで配置をしておるところでございます。

○伏屋委員 分校の定数配置についてはどうですか。

○馬場議員 後で数字を御説明いたしますけれども、分校も本校と同じにする、一校と見てすべての計算をしておるといふことでございます。

○伏屋委員 私はこの法案も見させていただきましたけれども、かなりの教員定数増につながつてまいることから考えまして、この法案が成立した場合どれだけの費用が必要なのか、提案者はどういうふうにお考えになつておられますか。

○馬場議員 お答えいたします。

この法案は六カ年計画で二分の一の負担という原則でやつておるわけでございますが、計算をいたしますと、この法案が通過いたしますと、教諭で一万八千二百六十八人増員になります。養護教諭で四千九百六十五人の増員であります。寮母で三千七百八十二名の増員であります。事務職員が三千三百四十五名の増員でございます。それに教員の十二カ年計画の積み残し分を加えますと、一千八百一十一億八千五百五十万という費用が必要わけでございますが、その二分の一を国庫負担にするということ、六十一年度からの六カ年計画でございますので、当面六十一年度に必要な金はそれを六分の一にいたしました額ということでありまして、そういういたしますと、六十一年度の負担金額は百五十億九千二百三十八万というところでございます。

○伏屋委員 現行定数法では、定数計算は一応県単位でされておるわけですが、具体的にどのようにならば計算されておるか御説明いただきたいと思ひます。

○阿部政府委員 現在の標準法の計算方式でございますけれども、毎年五月一日現在におきまして各都道府県ごとにその県内の小中学校、盲・聾・養護学校ごとの学級別の数字をまた規模別に分類

いたしました、学級数にある率を掛けて計算するということになっておりますので、それぞれ所定の率を掛けて県全体としての教職員定数の算定をするという方式にいたしておるわけでございます。掛け率は〇・幾つとかいろいろの端数等もございまして、それを県全体として計算するというところで、このでき上がった数字の範囲内で各都道府県が弾力的に各学校の実態等を見ながらそれぞれに定数措置をしていくということが可能だという点において、この方式は適切なものだと私も考えておるわけでございます。

○伏屋委員 提案者の方はどうか、その問題について。

○佐藤(徳)議員 お答えいたします。今文部省の方から適切だという答えがございましたが、私どもは適切だとは考えておりません。つまり、県単位で行つておる部分につきましては、他の義務制の定数配置と同じような状況をつくるべきだ、このように実は考えているわけでございます。

○伏屋委員 最近盲学校、聾学校の一部で生徒減少の傾向があるわけでございます。この生徒減少のある学校に対し、県教委の方から通達で、二、三年を複式学級にしたり複式学年編制にする傾向があるわけでございます。つまり現象と言つておるわけでございまして、このつまり現象というものが学習指導上望ましくないと考えるわけでございますが、そのあたりは提案者の方はどう考えておられますか。

○佐藤(徳)議員 つまみという表現そのものが適切であるかどうか、私どももその表現の使い方につきましては非常に問題があるのではないかと考えておりますが、先生から今お尋ねがありましたように、通称つまみという表現を実際に使われているようであります。

そこで、本改正法案を提案した趣旨というものは既に御理解いただいておりますと思ひますけれども、考え方とすれば、現行の教職員定数法でも、障害児教育の部分は一学年一名でも在籍す

れば一学級一学年編制として教員を配置する、あるいは教材費等学級単位に必要な予算が計上できる建前にしているわけであります。したがって、いわゆるつまみというものは学級編制及び教員配当に望ましくないと考えておられまして、今回の改正法案を成立させていただきますれば、基本的には今申し上げた考えに立つて進行したい、こう思っております。

○伏屋委員 文部省の方は県教委のこういう指導方針に対してどうお考えですか。

○高石政府委員 第五次教職員定数改善計画では、一クラスの人数を今のところ一般の学級八人を七人に、重複学級五人を三人にするという事で改善計画を進めているわけでございます。したがって、仕掛けといたしましては、それをもとにして教職員の定数が積算されまして、そして各県ごとの定数が決められるわけでございます。その決められた定数の範囲内で、それぞれの学校でどういう形で教育、学級編制をやるかという事は、それぞれ設置者の判断にまかす。その判断という事になるわけでございます。その場合に、どういう形で学級編制をすることが児童生徒の教育効果を高める上でのいいかという事を判断した上で対応しなければならぬということ、ある程度の障害の者であれば、八人となつてゐるのを十人ぐらいためて教育してもいいという様な実態があればそれでも構わないし、二人でもやはり一つの独立した形で教育する方が効果的であると考えればそういうことで対応してもいい。その一定の枠内でどういうような形で学級編制をし、教育効果を高めていくかということ、文部省は一々チェックしない、設置者の判断、学校の判断にゆだねる、こういう態度でございます。

○伏屋委員 最近、高等部段階でも重複・重複障害児の方が増加している傾向でございますけれども、その中でその子供さんを持つ親御さんは、重複障害児の学級を高等部にも設置していただきたい、こういう強い要求があるわけでございます。

その辺は提案者はどうお考えですか。

○馬場議員 憲法や教育基本法で、先生御承知のとおりですべての国民は教育を受ける権利を持つておられるわけでございます。八一年の国際障害者年における国連の決議もそういう趣旨でも行われ、長期計画をつくつてそういう人たちの権利を完全に保障する、平等と参加ということの上に立つて保障しようということになっておられるわけでございます。そういう意味におきまして、高等部で重複とか重複の人がふえてくるという中で、その人たちの教育を保障する受け皿というのは高等部学校でもぜひつくる必要がある、積極的に推進していかなければならぬ問題だと私も考えております。

○伏屋委員 文部省のお考えをお聞きしたいと思っております。

○高石政府委員 特殊教育諸学校における高等部の設置、特に重複障害学級の設置につきまして、各学校の設置者の判断にゆだねられているわけでございます。そういう高等部等の学校を設けるに当たりましては、重複障害児にそういう教育機関をつくらせて教育することが必要であり適切であると設置者が判断した場合にそういう高等部をつくるということにならうかと思つて、また、一面において、そういう障害児がもつて早い段階で自分の技能、技術を身につけた方がいいという進路指導をする場合もあるわけでございます。そういう場合には職業訓練施設等への進路を勧めるという様なこともございますので、要は、その子供たちがどういうコースをたどることがベストのコースであるかということ判断して、もろもろの教育機関が整備されなければならぬ、こういうふうな考えでいる次第でございます。

○伏屋委員 最後に、先ほど提案者の方も何度かおっしゃつてお見えになりましたが、この法案が提案されて七年継続審議が繰り返されておるということについて私も不満を持つ一人でございますけれども、提案者の御意図はわかりましたので、

文部省はこの法案成立に向けてどのようなお考えを持つておられるのか、また具体的な青写真等があれば御説明をいただきたいと思つております。

○阿部政府委員 盲・聾・養護学校、特殊教育諸学校の学級編制、教職員定数の改善の問題につきましては、既に十分御承知のとおり、昭和五十五年からの十二年計画というのを国会で御承認いただき、立法をしていただきました。現在進行中でございます。この間、国の財政事情が大変厳しいという様なことから抑制措置等もある部分でございまして、特にこの特殊教育関係につきましてはできるだけの配慮をしてきた、先ほど大臣がお答えをいたしましたとおりでございます。この国会におきましても、こういった財政事情の中で六十六年度までにこの計画を完成するということが本当に可能なのか、しつかりやれという御激励も随分いただき、御質問もいただいております。わけでございますので、私どもいたしましては、六十六年度までに現在の計画を法律にあるとおりに完成するということが最大の課題だと思つておるわけでございます。そのために全力を尽くすということで対応させていただきますと思つておるところでございます。

○伏屋委員 終わります。

○阿部委員 藤木洋子君。

○藤木委員 国連障害者年の十年のちようど折り返し地点の年に当たりましたこの法案を審議することの意義は極めて大きいと思つております。第九十八国会にこの法律案が提出されましたから私も共産党は、栗田翠委員の質問、また第一国会では山原健二郎委員の質問を通じて、障害児学校教職員定数の未充足問題を明らかにしてまいりました。

十二年計画終了時点を一〇〇として全国平均が九八ですが、現行の定数法さえ満たしてない県が少なくないことを提案者はどのようにお考えでしようか。

○馬場議員 先ほどから答弁いたしておりますよ

うに、十二年計画、現行法、これさえ満たしてない、非常におくれている、遺憾なことだと考えておられるわけでございます。教育現場というのはそんな悠長な状況ではないわけでございます。私どもの提案しておりますこの法律を一日も早く成立させて、それを実行に移さなければ障害児教育というものは非常に大変な状況に陥つていく、こう考えておられるわけでございます。

○藤木委員 昭和五十七年五月一日現在で八〇%であったのが秋田、宮城、群馬、静岡、山梨、福井の六県でした。昭和五十八年五月一日現在で九〇%が三重の県、それ以上九五%未満が山形、富山、石川、鳥取、香川、愛媛、大分、岐阜、奈良、和歌山の十県となつておりました。

文部省に伺いますけれども、未充足分の充足状況がその後どのようになつていくか、お示しをいただきたいと思います。

○阿部政府委員 標準法で定めております標準に對しまして、実際にその水準に達していない県があるではないかという御指摘をこれまでしばしばいただいております。御指摘をいたしまして、私どももそういう御指摘等も踏まえまして、標準法の水準にまでぜひ達してほしいということで、かねてより全国の関係課長会議でございまして、あるいは場合によつては個別にも指導等を行つてきたわけでございます。

最近の状況で申しますと、先生御指摘の五十七年当時、全国的に見まして九八・七%という充足率であつたわけでございますけれども、五十八年の五月、その後一年たった段階で九九・四%、それから、昨年五十九年五月一日現在では九九・八%というところまで全国水準としては上がつてきておられるわけでございます。そういった中で、なおまだ十分でない県というのがあるわけでございます。まして、充足の割合が九〇%未満となつております県が六県、充足の割合が九〇%以上九五%未満という段階のものが十県という様なことでございまして、これらの県におきましても、それぞれ充足の割合を高めるという努力を約束し、現にそ

の努力をしていただいてきておるところでございますので、今後ともさらに指導を重ねてまいりたい、かように思っておりますのでございます。

○藤木委員 私どもの調査によりますと、石川、鳥取、香川、愛媛の各県は未充足分を充足するための教員増に取組んでおられないのではないかと、いうふうな考えられますが、実態はどうなっておりますか。

○阿部政府委員 具体の県についての御質問でございますけれども、例えば、県によりましてそれぞれその年度に学級数、教員数等の増加をしなければならぬといふいろいろな事情等がございます。従来の充足率を積極的に下げようというようなことはなく、新しくつくっていく場合になかなかそこまで追いつかないというようなケースもあるいはあるのかと思ひます。そういう意味で、年によつて若干はでこぼかがあるということとは私もやむを得ないことだと思つておりますが、今御指摘のような県の場合で申しますと、例えば石川県の場合には五十七年のときに〇・九一であつたものが五十九年では〇・九二九、〇・九三くらいになつてゐるとか、あるいは鳥取県の場合には〇・八九九といつたような段階であつたものが現在〇・九六三といふところまできてゐるといふようなこともございまして、この辺の県が先生御指摘のように必ずしも不熱心だといふふうには考えておりません。

○藤木委員 しかし、極めて微増でございまして、これは実態に対応するようにはなつていないといふことを私は申し上げておきたいと思ひます。

私がさきに申し上げました十七県の定数未充足県のうち、福井、鳥取、香川県などでは、不足している教職員の定数の中に小中学部でさえさらに非常勤講師が配置されております。福井の場合、小中学部だけで十七名の非常勤講師がおり、高等部があるところでは十九名が配置されております。これらの非常勤講師の数を加えましてもなお定数未充足になつてゐるのであるから、これは本

にひどい実態と言わなければなりません。このような実態を文部省は把握していらつしやるのか。いかがでしょうか。

○阿部政府委員 常勤の者についての状況を把握しておりますので、非常勤がどれだけのいるかといふことは把握いたしております。

○藤木委員 ですから、県はそれぞれ大変苦しい努力をしてゐるということのあらわれだと思ふのです。私はこのような非常勤講師を正規の教諭に配置がえをして、正規の教諭の数で定数法の未充足分は充足されるべきだ、それが望ましいといふふうな考えものです。しかし、年次計画で定数法どおり教職員が配置されたといふにしても、現実にはそれではやつていけない、こういう報告がなされております。

私の地元の兵庫県の里養護学校の実態を伺つてまいりましたけれども、非常勤嘱託助員で補充をしてゐる、こういう状況が出ております。しかし、助員は週三十三時間という制約がございまして、さらに登校、下校時のバスの添乗を毎日のようにやつてゐるものから、一時間はクラスを兼ねなければならぬ。これが実態なわけですね。障害児学校は一応障害別にございまして、けれども、重複障害が年々増加してゐるといふ現状の中で、今までの定数では対応できないところに問題があるのじゃないでしょうか。実態を見合つた定数法を制定することは切実です。実態を正しく把握するための調査が急がれてゐることを重ねて申し上げておきます。

盲・聾・養護学校の現場の教職員の方々が陳情に來られまして、重度・重複児がふえる中で教員、寄宿舎の寮母などの中に腰痛などの健康破壊や妊娠障害が多くなつてゐるという訴えを伺つております。私が訪問した阪神養護学校などの教育現場でも、重度・重複障害児がふえてゐるといふよりは、単独の障害の方が少なくてほとんどが重複障害になつてゐる、そのために教職員の負担もまた大きくなつてゐると校長先生からお聞きしてき

提案者にお尋ねいたしますけれども、教職員の健康の実態はどのようになつてゐるのでしょうか。健康障害はどうか、あるいは妊娠障害についてはどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○馬場議員 お答えいたします。

私の手元一九八三年の東京都の調査がございしますが、それによりますと、腰痛症が非常に多いといふのが出ておまして、合計いたしますと四人に一人が医師の治療を受けておる、こういう統計が出ておるわけでございます。そして、この調査をしました時点でございましては、二十人に一人はずつと治療中であるという結果が出ておるわけでございます。その次に、胃腸病というのが非常に多いようございまして、五人に一人が大体胃腸病を訴えておる。これは私も学校現場へ行つて聞くのですが、子供の授業を終わつた後は腰が立たないやうに疲れてしまふ、こう訴えられる方がほとんどでございまして、そういう方々の中であつたいろいろな会議をやるとかたくなの仕事が行われる、こういうことでございまして、本当に息つく暇もないといふやうな忙しさでございまして、そういう疲れとかストレス、こういうことから胃腸病が非常に多くなつておるといふことが出ておるわけでございます。それから、産婦人科系の疾患というの、今妊娠障害のことを言われましては女性の一八％ぐらい、五人に一人ぐらいは妊娠異常、障害があらわれておる、こういうことでございまして。これは寮母さんだけをとりましたらまた非常に多い、こういう状況になつておるわけでございます。特に寮母さんの場合は月に六、七回宿直なんかをやるわけでございます。そういう意味で、妊娠された方で産前異常を訴えられた方が三八％、出産のときの異常が三三％、産後の異常が一五％、こういう数字が寮母さんにおいては出ておるわけでございます。

昨年の神奈川県調査が手元にあるわけでございますが、これを見ましても全然改善されていません。これは結論だけ

申し上げますと、体の異常を訴える人が二人に一人になつてゐる、こういう状況でございますし、特にその中で腰痛を訴える人が一番多くて三人に一人、妊娠者のうち四人に一人が流産あるいは妊娠障害が起つた、こういうことが出ておるわけでございます。

ちよつとほかのことですけれども、こういうことで養護学校等における先生方の勤務年数が非常に短いのです。そして、体が壊れてどうにもならぬから転勤をしていかれる、こういう状態になつてあらわれてゐるといふ状況でございます。

○藤木委員 文部省はこのような教職員あるいは寮母の健康状態について実態を把握していらつしやいますか。

○古村政府委員 養護学校の先生の健康状態についての調査というのを毎年やつてゐるわけではございません。しかし、昭和五十四年に今のようなお話がございましたので全国的な調査をいたしましたわけですが、いわゆる学校におきます職員の健康診断の項目からはちよつと外れた問題、腰痛とか頸腕症候群、そういった問題で特別に健康診断をやつてゐる県からの状況を求めたという結果について御説明いたしますと、二十六県でやつておりましたが、そこにおきます数字では腰痛症が大体四・七％、頸腕症候群といふのが腕が痛くなるというのが一・〇％といふやうな状況を把握いたしております。

○藤木委員 妊娠障害はどうですか。

○古村政府委員 妊娠障害については把握いたしております。

○藤木委員 毎年やつてゐるわけではないとおつしやいましたけれども、やはり毎年やつていただく必要があると思ふのです。これはやる気になれば決してできないことではございませんので、実態をリアルに把握していただいて、その上に立つた現状認識が大事ではなからうか。調査に基づいて改善をしていくということが必要だと思ひますけれども、ぜひ調査していただきたいと思ひま

す。

ただいま提案者のお話しになりました妊娠者の神奈川の例などは、四分の一までが流産などの障害に苦しんでいるというのは実に驚くべき実態でして、これは一刻もゆるがせにできない深刻な事態だと考えております。提案者は、このような健康破壊や妊娠障害をなくするあるいは減少させるためにはどのようにすればよいとお考えでしょうか。

○馬場議員 基本的には教職員の定数をこの定数法に従いましてふやす、そうしたら相当そういう健康被害というのは少なくなると私も思っております。立派にするとということも非常に必要ではないかと思っております。それからもう一つは、勤務条件を改善しなければならぬ。本間に、労働基準法なんか適用できない、こういう状況なんかがあるわけでありまして。大きく言って三つ、教職員定数をふやす、施設設備を充実する、あるいは勤務条件を改善する、そういうことをやれば健康被害というのは少なくなると思っておりますし、それを集約した形でこの定数法にあらわしておるといふことでございます。

○藤木委員 私、教職員をふやすこと、施設設備の改善が働きやすい職場にする、あるいは勤務内容の改善、加えて民主的な職場づくりといひますか、教職員がお互いに励まし合いながら力を合わせて解決を図っていくような状況をつくっていくこと、これが大事であろうかと考えております。

最近、地方自治体の段階でこのような場合の措置といたしまして、女子職員の妊娠中の勤務軽減措置要綱というのをつくっているところがふえております。文部省は御存じでしょうか。知っていらつしやれば、その果がどのくらいあるか、県名を挙げてお答えいただきたいと思ひます。

○阿部政府委員 突然のお尋ねで私もよく承知いたしております。多分そこまでは把握いたしてないと思ひます。

○藤木委員 これはぜひ調べておいていただきたいと思うのです。私の知る限りでは、京都、東京、埼玉、神奈川、滋賀、大阪、高知、広島などで勤務軽減措置がとられております。

京都の場合ですが、障害児学校の教員、寄宿舎の寮母及び障害児学級の担任に對しまして、また東京の場合は障害児学校の教員と障害児学級の担任に對して措置が行われておりますけれども、その時間帯に非常勤の代替教員や寮母を都府の教育委員会が派遣する制度をつくっております。このようにして障害児教育の充実と教職員の健康、また出産の安全を守るための努力をしておられるわけです。

しかし、こうした勤務軽減措置をとっているところでも、寮母にまでこれを適用している例は極めて少なくなっております。私はこのような措置を地方自治体の努力にだけゆだねるのではなくて、国の責任で制度化し、実施されるのが望ましいと考えております。文部省はこうした実態をぜひ御調査いたしまして、調査結果に基づきまして実施するということを検討していただきたいのですが、そのようなお考えははいかがでしょうか。

○阿部政府委員 そのような事情につきましましてはできるだけ実態の把握には努めたいと思ひます。ただ、しかしながら、私どもは現在進行しております改善計画を進行していく、要するに教職員の定数をふやしていくということがいろいろ問題の解決、前進につながる問題でもございまして、まずこれを片づけるのが一番大事だ、こういうふうな思つておるわけでございまして、当面はその課題、六十六年度までに年次計画の完成を期すということに第一義に考えたい、こういう気持ちであることに変わりはないわけでございまして。

○藤木委員 把握をされるというございまして、それはぜひやっていたいただきたいと思ひます。しかし、この今の年次計画が実態に合わないという声が現場から出ているわけですから、それには率直に耳をかしていただいて実態をしつかり見詰めていただきたい、そのことを重ねて申し上げたいと思ひます。

私は、ここで健康破壊や妊娠障害を減少させるために勤務内容の改善についてもお伺いをしておきたいと思ひます。

特に、障害児学校寄宿舎の寮母の妊娠障害が五割にも上ると訴えられております。妊娠者の半数を超えている人たちが障害で苦しんでいる。これは全くゆるがせにできない事実であります。この現象は一体何が原因だというふうに文部省はお考えでしょうか。

○古村政府委員 先生の方では五〇%を超える妊娠障害があるというふうなお話でございしますが、先ほど私の方から申し上げましたように、妊娠障害についての実態を把握いたしておりますが、そこでお答えするだけの知識は持ち合わせておりません。

○藤木委員 やはり調査していただかなければいけませんね。そうでなければ見解も示せないじゃありませんか。ぜひそれはやってください。私は深夜勤務が母体を保護する上でどんなに妨げになっているかを示している例だ、このように申し上げたいと思ひます。

山梨では週二泊から三泊しておられます。深夜勤務の回数が増えたと障害がふえる傾向にございまして。労基法上から申しますと、夜十時から翌朝六時までが深夜勤務とされておりますけれども、障害児学校寄宿舎の性格からいって睡眠も仮眠も不可能な状態でございまして。夜、夢遊状態で歩き回す子供を外へ飛び出さないようにしなければなりませんし、おねしょをする子の世話もしなければなりません。また、寝返りをさせてやらなければなりません。自分で寝返りが打てない子、これらの世話が必要でございまして。こうした子供たちの睡眠をしっかりと保障するのが深夜勤務の仕事内容でございまして。これが妊娠者にとつてどんなに無理なことかというところをぜひおわかりいただきたい、私はこのように思ひます。文部省が障害児学校現場と寄宿舎における妊娠者の実態を現実に即して把握し

ていただき、適切な対応をされることをお願いいたします。

もちろん、妊娠者の勤務軽減を行うことで問題が解決するものではありませんで、教職員の定数増の実施によつて解決されなければならないのは当然ですけれども、年次計画遂上にもあり、ましてその年次計画どおりにやっても十分だという現状をこのまま放置するわけにはまいりません。いかがですか、文部省は実態の調査と都府県の努力を進めていく勤務軽減措置を促進するために援助を惜しまないでいただきたいと思ひますが、お考えをお聞かせください。

○阿部政府委員 先ほど来体育局長あるいは私からお答えしておりますように、できるだけ実態をつかみたいと思つております。ただ、その上でどういう対応をするか、国としてやるべきなのかどうかというふうなたぐひの問題になりますと、これは設置者である都道府県がやるべきことであるかもしれませんし、それからまた、現に国の方としては定数改善を何とか実現したいというところを考慮、そのために全力を注いでいるという状況でもございまして、その具体にどう行っていくかというたぐひのことにつきまして国としてやるというお約束はいたしかねるわけでございまして。

○藤木委員 都道府県が一生懸命やっているのだけれども十分だという実態について私は申し上げたわけですが、これに對してはぜひ前向きに御検討いただきたいと思ひます。

次に、障害児学校の規模についてですが、これには特段の定めがないわけですが、文部省は検討をされている、そのようなお考えだと伺つております。そこで、私は一つの例について述べさせていただきます。検討材料にして役立てていただきたいと思ひます。

阪神養護学校は、小学部六十九名、中学部百五十五名、高等部百四十二名、その他在籍者であつて訪問教育を受けている者十三名、合計三百二十九名の、障害児学校としては非常に大規模な学校です。この学校では職員会議はマイクを使つて行わ

れております。先生同士名前も覚え切れておらない状態です。運動場、プール、体育館も週一回ずつ割り当てて使用されているという状態です。先生は全校生徒の名前はもちろん覚えられませんが、そのために教師集団として生徒指導することができないということも訴えられております。こんな状態ですから、子供が学校から抜け出してもだれがいなくなつたのかわからないということも起こる可能性があります。普通中学であれば週二十四時間勤務のところ、この学校の中学部は週二十八時間から三十時間になっております。月四十八時間の残業が当たり前という状況です。文部省はこのような障害児学校の規模をどのようにお考えでしょうか。

○高石府委員 障害児の学校がどの程度が適正規模と考えるかということについては、実は文部省として一つのまとまった考え方を示していないわけでございます。その理由は、児童生徒の障害の状況は極めて多種多様でございます。したがって、形式的にその基準をつくることすればこういう障害の子供の場合にはこうだという非常に詳細なものをつくっていかねば意味がないわけでございます。要するに、肢体不自由、精神、その他盲・聾、そういう種類に応じてつくらなければいけない。しかも、その種類も程度に応じて考えていかなければならない、こういうことになります。で、画一的な基準を定めてこれが適正規模であるということを示すこと自体が、実は実情に沿わないという事態を生じかねないというふうに思っております。

したがって、要は、設置者が最も教育効果の上がるような形で学校規模を定めて運営してつくっていくことが非常に重要でございます。そういう観点で、事例のような学校がかなりでかい学校でいろいろ運営上の問題があるとするれば、それはやはり最も教育効果が上げられるような適正規模に改善していくという努力は必要であると思うのです。したがって、一般的に文部省として画一的な設置基準、適正規模というこ

とを示すことは、かえって実態に合わない状況を巻き起こすということで、それぞれの設置者の良識と判断と、そして児童生徒の教育効果を考えつつ考えていただきたい、こういうふうな思っております。

○藤本委員 今のお考えの根本的な点は私そのとおりだと思ふのです。何も機械的、画一的にやることはいないというふうにも思いませんし、しかしそれはあくまでも実態に即して改善をされなければならぬ。今の現状を放置しておくのは、それは画一主義ではないのだからいいのか、それはならないと思うのです。障害児学校におきましても実態に即した適正規模というのを定めるべきではないでしょうか。これを越えた場合には分離新設を進める必要があると考えております。もつとも、今おっしゃいましたように、設置者は県立ですから、国に対して分離新設の申し入れが県から行われた場合には、県に対して国が援助をするということになるのではないかと思いますけれども、国の助けがあれば障害児学校の過大規模校による非教育的な面の改善は大いに進むと私は考えております。ぜひ精力的に御検討いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○高石府委員 最終的には、どういう学校規模にするか最も適切かという判断は、学校をつくる設置者自身がまずもって判断すべきだと思います。文部省がこういう基準を決めているからそういうふうにつくるというのじゃなくして、学校を管理運営する設置者の段階で判断されるべきである。したがって、そういう判断のもとに立つて過大規模校の施設設備を分離して新たな学校をつくっていくというふうな申請を国に出された場合に、国がそれに応ずる対応ができるように措置しておくということが必要であると思ひます。したがって、そういう意味では、新たな新設校をつくるのと分離していくというふうな場合には、そういうものは最優先的に補助金を出すというふうな仕掛けにしておりますので、形式的な基準は持たないけれども、設置者がそういう判断

をして適正規模に改めていくという努力に対しては応分の援助措置が行われる、こういう仕掛けになっているわけでございます。

○藤本委員 大変結構でございます。どうぞ手厚い援助をしていただきますようお願いを申し上げます。

このような状況の中で、中途入学を受け入れた場合の教職員の負担が大変だということも私伺っているわけです。五月一日付で教職員の定数が決まりますけれども、中途入学者一人受け入れて五人から六人になりますと、普通学校の四十人学級が五十人学級になったのに相当する負担増になるということが言われているわけです。そこで、五月一日に教職員定数を定める以外に、もう一度、例えば半年ぐらいたちましてから適正規模学級が維持されているかどうか、これをチェックする機会を設けて調整をすることはできないものだろうか。この辺、御検討していただくわけにはいかないでしょうか。いかがですか。

○阿部府委員 これは特殊教育諸学校ばかりではなくて、小中学校も共通の問題でございますけれども、五月一日現在で学級数の認可をして、その学級数がその年度の学級数として決まる、それに対応して必要な教職員定数はじて国庫負担金を出す、こういう仕組みになっておるわけでございますけれども、その後、児童生徒数が変化をいたしました、特に増加をした場合でございますけれども、学級編制が、例えば重複学級の場合、現在五人でございますけれども、一人ふえた、そのうしますと、三人、三人の二学級ということでは、級編制を変えようということがありました場合には、それに対してはそれに必要な定数上の措置はするというのが現行の制度でございます。

○藤本委員 そうしますと、その学級増を行うのは設置者ですか、それとも校長ですか。

○阿部府委員 学級増を決定するのは設置者である教育委員会ということになります。

○藤本委員 次に、教職員が不足をしているために、介助職員の活用がやられているという例がふ

えているわけですが、これにつきまして国庫補助の対象から外され地方交付税措置がとられるということになりますと、一般財源化されますから、その確保は自治体任せということになるのかと思ひます。文部省は口頭で指導しているしやるように伺つておりますけれども、これは通達とかそういう形の文書による指導をすべきではないかと思うのですが、そのようなお考えはお持ちですか。

○高石府委員 介助職員の国庫補助制度を改めて、地方交付税による財源措置で地方に対する十分な財源措置を講ずる、こういう仕組みにしたわけでございます。

実は今までも国庫補助制度がありましたが、府県によりまして、介助職員という名前ではなくして、ほかの職種の名前は是非常勤の形で運用する、いろいろ多様な使い方をしております。介助職員というのは常勤の職員でなければいかぬ、それから職名も介助職員でなければいかぬというような制約があったので、国庫補助制度をつくっている段階でも県によっては全然申請がでないというふうな実態もあつたわけでございます。今回は、そういうことを含めて地方交付税全体として十分な財源措置を一定の基準まではするわけでございます。

したがって、各都道府県におかれましては、従来の国庫補助の制度のとき以上の地方交付税による財源措置をしておりますので、財源的には今までも豊かになる。したがって、その範囲内で、それぞれの都道府県がどういう形で介助的な仕事を手助けする人たちを置くかということ、それは県の判断にゆだねたいということにしていくわけでございます。したがって、そういう制度に切りかわり、そういう趣旨、これについては指導してまいりたいと思つております。

○藤本委員 その御指導が、やはり口頭ではなくて文書上行つていただきたいと思うのです。財源がふえたとおっしゃいますけれども、これは一

般財源化ですから、適切に介助職員のために使用されるところは限らないわけです。ですから、その点はぜひ指導を強めるということをお願いしておきたいと思ひます。

訪問教育の充実につきましても伺ひをいたしませうけれども、訪問教育の重要性は言うまでもありません。特に病院併設あるいは福祉施設に併設の養護学校については、教育条件が極めて劣悪なケースが目立ちます。これは問題だと思ひます。が、例えばプール、体育館の設置率を昭和五十九年五月一日現在で見ますと、養護学校全体では、六百六十四校中、プールは百九十八校で三〇%、体育館は四百七十校で七一%になっておりますが、病院併設の障害児学校は、百九校中十七校で二六%のプール、六十四校しかない体育館はまさに五九%、福祉施設に併設の学校になりますと、プールで一三%しかない、体育館は五一%しかない、こういう状況になっております。そして、訪問教育でも、兵庫県の上野ヶ原養護学校では学級編制が七人などの状態も生まれております。

提案者にお聞きをいたしますけれども、こういう状況の改善、訪問教育の充実が緊急課題だと私思ひうわけでありますけれども、どのようにお考えか、最後にそのお答えを伺ひまして、質問を終わらせていただきます。

○佐藤(徳)議員 御質問の中で御説明がありましたが、一つ、二つの事例ではございません、全国的な傾向にありますから、そういう点については、先生の御意見のとおり、法の改正もその趣旨に沿っておりますから十分の対応を迫りたい、こう考えておられます。

○阿部委員長 江田五月君。

○江田委員 障害児教育の向上のためにいろいろ御努力をされて、さまざまな調査とそれから周到な配慮のもとにこういう議員提案を出しなされた提出者に、まず冒頭敬意を表します。それから、こういう議員提案をまじめにきかんと——もつとも、残つていらつしやる委員の数はちよつと少ないようですが、議論をする当委員会のあり方

について敬意を表したいと思ひます。

それにしても、どうも七年間にわたつて継続審査、廃案というのを繰り返して、四回質疑でいまだにさあどういふことになるかという状況は、確かに議員提案、真剣に議論をしておるというものの、ちよつと寂しい感じがするわけですが、まずこの提案者にどういふ感想をお持ちか、これを伺つておきたいと思ひます。

○馬場議員 先ほどから御質問もあつておるわけでございますが、今江田委員おつしやいましたように、この法律を必要とする障害児学校の現状というのは御存じのとおりでございます。そういう意味で、その障害児の教育を維持向上させるという上からも、これは一日も早く成立させてもらいたいと思ひます。それが一つ。

もう一つは、やはり先ほどから言ひますように、この国会でもう七年間、四回にわたつて審議して、これは通常の例であれば審議を尽くしておるわけでございますから、ぜひ採決をして通していただきたいのですが、その採決が行われないうちも問題だと思ひますし、言われまして、議員立法を大切に、民主主義を大切に、国民の意思を大切に、というそのルールがやはり踏みじられておる、こういう状況でございます。

私どもは、今度のこの国会でぜひ成立させていたいただきたいことを各党の皆様、委員の皆さん方にも心からお願ひを申し上げ、一日も早く成立させていただきますように心からお願ひいたしたいと思ひております。

○江田委員 実は、これは専ら私の個人的な都合で質問の準備の時間が非常に逼迫しております。で、きょうは余り綿密な質問の通告をせずに質問をするということになつてしまつておるので、あるいはお答えの方も微に入り細にわたつてということがなかなかないだけなのじやないかと心配をしておるのですが、まず障害児の動向、盲聾、肢体不自由、精神障害、いろいろあるわけですが、この動向というものが一体どういふことになつて

おるか、これを提出者の方に伺ひます。

○馬場議員 動向としては、盲学校、聾学校、こゝに進学します生徒の数は年々減少しつゝある、こういう傾向と理解しております。しかし、肢体不自由児とかそのほか精神とかいろいろ、いわゆる養護学校に入る生徒はそんなに減少してない。特徴的なのは、重度の障害児あるいは重複児、これが年々ふえておる、こういう状況と把握いたしております。

○江田委員 それはどういふ理由でそういうことになつてくるのでしょうか。

○馬場議員 これはやはり養護学校の場合、義務制じゃなかったのが義務制になつた、そういうこともございまして、それからやはり障害児教育というものの理解が国民の中に、さらにはそういう障害者を持つておられます親の中に理解が深まつていって、ぜひ学校で教育を受けさせたい、そういうこともあると思ひますし、さらには、先ほどから出ております訪問教育というもの、これはまだまだ充実しなければならぬわけでございますが、そういう教育を受ける者も生徒として数えるわけでございます。そういう意味で、国があるいは国民全体が果たしてその障害者を差別してないのか、理解があるのかといふはまた問題があるわけでございますけれども、少なくともこの学校にあらわれた状況の中ではそういうことも考えられるのではないかと、こう理解いたしております。

○江田委員 一方で、養護学校の教育が義務というところになつて、養護学校へ入つてくるようになつた。他方、社会の見方も随分開けてきたし、親の方も外に出すことにそれほど心理的抵抗がないといふところまでまいりかねないでしょうが、随分薄くなつてきたといふことで、障害児がどんどん出てくるようになった。そういうことがあるのかと思ひますが、提出者の方で把握をされておる障害児の動向、そしてその動向によつて来るゆえんについては文部省の方はどうお考えですか。

○高石政府委員 まず、傾向を申し上げますと、盲学校の場合を申し上げますと、昭和四十一年の数字は約一万。これが五十一年の段階で八千八百、そして五十九年は七千。それから聾学校につきましても、四十一年が一万九千二百八十。これが五十一年が一万三千三百四十二、それから五十九年が九千七百十六、こういう傾向を示しております。これら盲学校、聾学校への進学者数が減少しているのは、そういう者が少なくなつてゐる、端的に言うと言者、聾者の数が著しく減少の傾向を示しているといふことがこの数字にあらわれてゐる傾向だと思ひます。

それから、養護学校で申し上げますと、五十一年と五十九年との比較で申し上げますと、精薄が五十一一年で二万一千四百四十六。これが五十九年で五万四千八百十八、約二・五倍近くふえております。それから肢体不自由が、五十一年が一万七千七十三。これが五十九年が一万九千九百四十八。それから病弱が、五十一年が五千、五十九年が七千七百六。

要するに、養護学校系統のものは就学義務を課したといふことを契機にしてふえてゐるというところでございまして。したがひまして、教育の対象数が、盲・聾については減少し、養護学校は義務化に従つてそういう学校への進学の数がふえてゐる、こういうふうにとらえてゐるわけでございます。

○江田委員 この動向の理由として義務化のことだけを挙げになりましたが、社会の理解とかこういう点はいかがですか。

○高石政府委員 社会の理解も深まつております。従来養護学校という学校がなかなか進められなかつたといふのが、義務化で整備された。したがつて、そういう学校に自分の子供を就学させて適正な教育効果を上げてもらいたい、そういう親の理解、そして社会の理解と相まつてこういう状況になつてゐると思ひております。

○江田委員 もう一つ、先ほど提出者の方でお触れになつたかどうか。重度それから重複障害の者

が随分増加をしておるのではないかと、この点はいかがでしよう。

○馬場議員 私どもの調査でもその重度・重複児の数がふえておりまして、そういう人々も幼稚園から小学部、小学部から中学部、高校部とだんだん上の方にもふえておる、こういう傾向に理解しておるわけでございます。これもまた、今まで就学の機会に恵まれなかったそういう人たちが、養護学校が義務化いたしました、そして学校で学びたいということで親もだんだん出してくるようになった、こういうぐあいに理解しております。

○江田委員 文部省の方ではどう把握をされていきますか。

○高石政府委員 重複障害児の児童生徒数を見ますと、これも四十七年当時は三千二百三十三が生徒であったわけですが、五十九年度では二万三千七百一というところで、重度障害児が養護学校で教育を受ける機会が著しく拡大しているというふうに見えております。

○江田委員 盲・聾の場合には、比較的ベテランの教師がおれば、例えば先ほどからいろいろ問題になっておる健康被害であるとかいうような問題がそれほどないのかと思いますが、養護学校、特に重度あるいは重複障害の子供がこれほど大変な、ある意味で爆発的増加というような事態の中で、先生方が随分苦勞をされているのじやないかという推測は簡単にできるわけです。これはいろいろなアプローチの仕方があると思いますが、盲・聾、それから養護学校、それからできれば普通の学校も参考に、教師というのは一体どの程度の期間一つの学校に勤めておるのか、養護学校を何年ぐらのお勤めで転勤をされるのか、こんなような調査があったらお教えいただきたいのです。

○馬場議員 答えをいたします。
結論からいまして、普通の小中学校、高等学校、それから盲・聾学校に比べて、養護学校の先生方の一つの学校におります勤務年数という

のは実はぐっと短くなっているわけでございます。先ほど申し上げましたように、本当に健康被害、これは肉体的にもあるいは精神的にもそういう被害が非常に多くなっているというのも養護学校の特色でございます。だから、長くおつては命がたぬ、こういう形で転勤を希望されて出ていかれる、こういう傾向になっておるわけでございます。

ここに一つの資料がございます。これを見てみますと、これは八一年の資料で少し古いわけですが、今申し上げましたように、盲学校、聾学校というのはいわゆるベテランの先生というものが非常に多いのです。ところが、養護学校では五割前後が、半数を超すぐらゐの先生方が障害児教育経験年数が四年未満になっておるわけでございます。先ほどちょっと健康のことを申し上げましたが、大体三年ぐらゐで腰痛が非常にひどくなつておる、こういうことでございまして、大体四年未満の先生方が養護学校では非常に多い、こういうことになっておるわけでございます。

その理由というのは、先ほどから言っておられますように、介護なんかもするわけですから、非常に体の重い生徒なども手とり足とりと体をとつて教えないわけならぬとか、その他に例を挙げれば数限りないわけでございますけれども、そういう状況の中で短くなつておる。これは障害者の教育にとつては非常にマイナスだ。こういう健康被害はないようにして、ベテランの先生が教えるという環境に学校もならなければいかぬのじやないか、そういう意味でこの定数法の成立を望んでおるわけでございます。

○江田委員 今提出者の引用されました資料というのはどういう資料ですか。特定をしていただきたいと思ひます。
○馬場議員 これは教職員団体でございまして日教組が全国的に調べました資料でございまして、八一年度全国規模の日教組の調査でございます。

○江田委員 私もその資料をいただいておりますが、これで見ますと、盲学校の場合が二十年以上のベテラン教師が一五・六%、十五年以上を全部足しますと三〇・四%近く、聾学校も十五年以上が三五%強ですか、それに対して養護学校の肢体不自由児の場合が五年未満で四四%、その他の養護学校で五年未満が五七・七%というような極端な差を見せておるのです。

文部省の方はそういう実情は把握をされておりますか。

○阿部政府委員 教員調査等を行っておりますけれども、そこまでのデータとしては持つておらないと思ひます。ただ、勤務の継続年数でございまして、そういつたことを考えます場合に、勤務の強度が強いという御指摘もございまして、それもないことではないと思つておりますけれども、ただ盲・聾学校等と比較いたしますと、学校としての歴史が極めて浅い、できてから三年とか五年とかというところでございまして、五年未満がほとんどであるということも当然のことであろうと思つておられます。それから新しく採用された教員をまずはそのような特殊教育諸学校にふなれなまま入れてしまふという人事異動上等の問題もあらうと思ひます。いろいろなケースがございまして、その数字からすると結論にいうふうにはいかないと思つておりますけれども、そういう問題がいろいろあるということは承知をしております。

○江田委員 確かに、この数字からすると皆労働がきつ過ぎるからかわつていくんだということだけ結論づけるのは危険かと思ひますが、しかし、そうした傾向があることは文部省の方も否定なさらないし、否定できない。そこで何とかこういう障害児教育現場にもうちよつと温かい手を差し伸べる必要なんじやないか、こういうつてこういう提案ということになつたんだらうと思ひますが、私も養護学校を訪ねてみたり、その先生方の話を聞いてみたり、また親子の話を聞いてみたりして、こういう今の状態を何とかして

かなければならぬと思ひます。
ところで、こうして議員立法を出しのわけですが、どうもこの議員立法提出者が馬場先生、中西先生、佐藤先生で、あと賛成者の皆さんは日本社会党・護憲共同所属の会派の皆さんばかりです。ひとつこういうものをつくつていこうという場合に、いろいろな方法があるんだらうと思ひますが、例えば俗に言う根回しというのですか、いろいろな会派をもつと少し説得されて、提出者なり賛成者なりにもつと多くの会派の人たちを募るとか、そういう議員立法をいよいよ本当に成立させるために必要なさまざまな努力というのがあつて思ふのですが、どうもそうした点で、これはひがみかもしませんが、ちよつと欠けておるのじやないか。こんな言い方恐縮ですが、ひよつとしたら社会党と特別な関係にある日教組の皆さんの運動のためにやつておるのじやないかという、そんなような批判もあるいは出てくるかなという気がする。この点についての御努力をいいますか、これからどういう覚悟で御努力をされるかというのを伺つておきたいと思ひます。

○馬場議員 例えば、今、日教組と出ましたけれども、私も私もうそういうところだけの意見を聞いて法律をつくつたというよりも、本当に障害児教育の学校の現場の実態を十分把握いたしまして、実はこの法律をつくり上げたわけでございます。最初、七年前に出しましたときには、日本共産党と私どもの社会党が共同で提案をいたしました経緯もあるわけでございます。そしてまた、私どもとして、今言われましたように本当にすべての、最初の順序からいいますと野党ですが、これが賛成して共同提案していただくということが一番いいことだつたとも思ひますし、そういうことも実はしたいとも考えておるわけでございますが、いろいろのいきさつがございまして今回は単独になつておりますけれども、江田先生にもお願いして、この採決をするときにはひとつぜひ賛成していただきまして、各党賛成していただきまして成立していただきますように、そういう根回しはいたしま

て、これを實際に策定をしていただきましただけで、五年間の年次計画でもって実施をいたしたい、こう考えまして、それに必要な経過措置を定めておるところであります。

特に、この審議の経緯でありますけれども、第一回目、昭和で申し上げますと五十七年の四月十四日に第九十六国会で提案され、質疑が行われました。そして二回目は昨年、五十九年の五月十八日に第百一国会でもってこのことが論議されました。このようにいたしまして既に三年を経過いたしました。内容的には今最も要求されておる就学前教育をどう充実をさせるのか、こうした観点からぜひ実現をさせていただきたいと思ひまして、こうした法案の提案をいたしておる次第であります。

以上です。

○馬場委員 今答弁いただいたわけでございますが、明治三十二年ですか三年ですか、小学校令が出て、そのときは七十人が小学校の定数だったわけでございますが、そのとき幼稚園も四十人だ。ところが、それからもう八十年ぐらいたつてゐるのに、小学校におきましては現在四十人学級で改善が行われておるわけでございますが、幼稚園は全然改善が行われていない、こういうことでございませうけれども、小学校はだんだん改善していくのになぜ幼稚園は改善しないのか、このことについてまず文部省にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○高石政府委員 まず、一つは、幼稚園教育の現勢が義務教育ではなくしてそれぞれの市町村の判断で幼稚園を設置されている。それとも一つは、保育所によって幼児教育が代行されているという実態があること。それからもう一つは、私立の幼稚園が約八割近くを占めているという実態。そこで、幼児教育を担当する公立幼稚園という部分だけの改善にとどまらずして、それは全体に、私立幼稚園にも影響を及ぼすし、それから、保育所が幼児教育を行っている、それとの関連もあるというふうな事情。それとも一つ

は、特に幼児教育の八割近くを私学が担当しているわけでございまして、結局、教職員の定数にはね返ってくるようなことになる。父兄負担にはね返っていくというふうな問題、そういうものもろの要因が重なり合つて、現在まで四十人というのを標準にして決めておりますが、実際の運営では、公立学校でももう少し四十人を割つてクラスがつくられてゐる、また、私学でも三十人程度の学級編制が行われている、そういう実態が存在しているわけでございまして。

○馬場委員 今の文部省の答弁を聞いておりますと、教育を受ける側の幼児、この人たちは人間として、特に小さいときの幼児教育の重要性、三つ子の魂百までと、人間形成で最も大切な幼児教育、そしてそれを受ける権利をまた子供、幼児は持っているわけでございまして、その教育を受ける権利を持つてゐる子供、幼児というものは全然無視されたようなことで、例えば、義務教育でないからとか、あるいは市町村が設置してあるからとか、保育所とかかわりがあるからとか、私立幼稚園が八割だとか、こういうお話が今あつたわけでございまして、公立の幼稚園というものを、幼児教育がうまくいくようにずっと定数でも改善していったならば、それにつれて市町村もやるだろうし、それから私立もやるだろう、そういう中から立派な幼児教育ができると私は思うのです。八十年間、片一方は、小学校はずっと改善している、幼稚園はそのまま続いている、こんなことはちよつと考えられない。幼児教育というのは文部省の頭の中にはなかつたと言つてもいいぐらいじゃないか、こういうぐあいに私は思うのです。そのことは、私だけじゃなくて、政府の機関たる行管庁だつて、そのことを監査した結果文部省に勧告をしておる、改善をしないという勧告をしておる、こういうこともあるわけですが、これさえまた無視しておる。

こういうことを考えますと、文部大臣、幼児教育というものを何と心得ておられるのか、そういうことと、幼児教育というものの現状認識も含めて、将来をどう展望されているのか、こういう点につきまして、今の答弁を踏まえまして文部大臣のお考え、それからそれにつきまして提案者のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○高石政府委員 文部大臣から答弁申し上げる前に、もう少し実態のことを補足して申し上げてみたいと思ひます。

一学級当たりの在園者数、これは平均の数でございまして、五十九年度でございますと、幼稚園が実態は二十九・〇、三十人をちよつと割つております。小学校が三十三・三、中学校が三十八・一というふうな状況でございまして、小中との比較においての実態の数は三十を割つてゐるという状況でございまして。

○松永国務大臣 幼児期というのは心身の発達段階におきましては最も大事な時期だと思つてゐるのであります。家庭において愛情細やかな母親から育てられ、しつけられる、そして幼稚園において適切な集団教育を受ける、このことによつて人間形成が立派に培われるということが望ましいわけでありまして、そういう教育がなされなければならぬという大事な時期が幼児期であるというふうに思ひます。その意味で、家庭における教育と並んで幼稚園等における幼児の教育というものは極めて重要であるというふうに私は認識いたしております。

先ほどから、七十年、八十年、幼稚園の学級編制の標準は四十人以下というのがそのまま続いているというお話でございまして、今局長からお答えいたしましたように、実態は三十人を切つておるような状況であるわけでありまして、四十人以上と定めておるのは四十人に近いことを前提としておるのではないのでありまして、その自治体の実情に応じて実際のところは三十人前後になつておるという状況なんでありまして、事実上は幼児教育の重要性にかんがみてそれぞれの地方公共団体でそれなりの努力をしていただいておりますというふうに思つておるわけでありまして。

○中西(續)議員 先ほど文部省の方から答弁がありまして、私立が八〇%に上るとか市町村立であるとか、父母負担拡大あるいは公立の部分だけではないに私立に大きな影響を与えるということをおっしゃっておりますけれども、私、これは文部省の調査したものではないかと思ひますけれども、「公立私立幼稚園収容人員別学級構成比の推移」、これを見ますと、五十九年度まで出ておるわけでありますけれども、大体三十人以上というのが公立幼稚園の場合には五・六・七、私立幼稚園の場合が五・七に達してゐます。ですから、今言ふ、父母の負担が拡大されるあるいは影響が強いなどと言つたつて、私立だつて六〇%近いものが既に三十人以上になつてゐるという現状ですよ。だから、先ほどの答弁を聞いておると、ためにする、これを実施しないための答弁であるような感じがしてならないわけでありまして。ですから、こうした問題を解決するあるいは前に進むという積極的姿勢があるかないか。と申しますのは、その他のいろいろな教育内容などにつきまして、それぞれ各県教委に対する指導などについては一々呼びつてとつちめてゐるわけですからね。こういう問題については何かの会議のときにだけ要請する程度で終わつてゐるわけでしょう。ですから、積極的姿勢があるかないかということが、この問題を解決するか否かの大きなかぎであらう、私はこう考えております。

○馬場委員 大臣、大臣の答弁を聞いてまた局長の答弁を聞いておつて、幼児教育というもののついては全く無責任だという感じがします。そして成り行き任せだという感じがするのですが、例えば小学校は明治三十二年からですか三年からですか、だあつと減つてきてゐる。幼稚園は八十年くらい四十人というところでしよう。これは放置しておつたという以外の何ものでもないし、今答弁があつたように、積極的にやろうと思ふ法律をつくつてリードしなければならぬし、法律をつくつてリードしないううぐあいに放置しておつた、こういうことにも実はなるわけでありまして。しかし、現状は三十人ですとか三十二名ですとかおつ

しゃっていますけれども、これこそ成り行き任せでそうだったのであつて、何も文部省が幼児教育を充実しようと思つてそうしたわけではないわけが多いところはまだ四十人というところがあるわけですから、そういう点で成り行き任せというのか、無責任というのか、将来に対して責任を持つて、展望を持つて一生懸命やろうという意欲が全然感じられない、こういう気がいたすわけではございません、やはり幼児教育は本当に大切です。非行とか暴力とかそういう点の芽生えというのは幼児教育を大切にしないところからそういうのが出てくることも多いわけではございません。

そこで、これも両方に御質問いたしますけれども、文部省、今あなたの方の基準は四十人だから、これだと思つてゐるのだから、悪いと思つていけば変えるわけでしょうから、四十人で居るべき教育ができてゐるのかと思つてゐないのか。これは中身をはつきりイエスかノーで答えてください。四十人で幼児に行き届いた教育ができてゐるかどうか。こういうことについてまず文部省にお尋ねして、現場の実情を御存じと思ひます提案者からもお答え願ひたいと思ひます。

○高石政府委員 幼児教育を振興普及させなければならぬというところで、幼児教育のための振興十カ年計画をつくるとか、それから公立、私立の幼稚園の整備のための助成を出すとか就園奨励のための助成を出すというようなことで、幼児教育の必要の観点に立つて文部省としてそのための諸施策を講じてきたことは先生御存じのとおりだと思ひます。ただ、その学級編制とか教職員の定数関係につきましては、御指摘のような改善が今日まで行われていない、その指摘もそのとおりでございます。

問題は、四十人よりも特に幼児期においてはもっと数が少ない方がいいという実態があることは事実でございます、先ほど申し上げましたように、二十九人というのがその実績の平均でございます。したがらして、そういう方向での改善と

いうことは、将来の方向としては当然目指していかなければならない問題であると基本的には思つております。

ただ、その際に、先ほど申し上げましたように、幼児教育を担当する私学が大体七五%、八割近く私学が幼稚園を営んでいるという実態。そうなりますと、公立が先行して私学はついていこうというわけにいかない。むしろ、その最も中心の役割を担つてゐる私立学校関係者、そしてそこに通わしてゐる親たちの気持ち、そういうものの幼稚園の条件改善のための声がもう少し全体的に上がつていくということの雰囲気づくりが必要であると思ひます。そういう点で、我々は事務的に、幼稚園の私学関係者にもまた公立の関係者にも、四十人問題についてはもう少し具体的にやれるような雰囲気づくりはやはりしていく必要があるのじゃないか、そういうことでの検討をお願いしたいということに幼稚園団体に対してはお願ひをしてゐるわけではございません。したがらして、そういう態勢の雰囲気づくりと、もう一つは国の財政状況、そういうものとかかわり合いがございまして、そういう地方交付税による財源措置を講じてきておりますけれども、そういうものとの関連を配慮しながらこの問題については進めていかなければならない、基本的にはそう考へてゐるところでございます。

○中西(補)議員 今度こういう問題をやるということをお伝えしましたところ、何人から現場の実態を訴えた手紙が来たのですよ。ちよつと長くなりまふけれども、それを見ますと、一つは東京の台東区のある教師から、以前は四十人、四十三人を担当していたが、ここ数年園児数が減り、二十人から二十五人、今年は十九人の学級を担任して、一人一人の子供の様子がよく見えて、改めて園児の育ちそびれの状態を目の当たりにいたしました、この四十人学級が幼児たちの育ちにとつて適切でないことを痛感したという訴えをもらいました。この中身をずっと見ますと、学級の幼児の中に

は、個人差があるとはいへ、四歳児時代に当然獲得されてゐるべきこと、例えば運動をするに当たりますてもいろいろ多くの問題が出ております。片足けんけん飛び、けんば飛び、スキップなどが全くできない幼児が十九人中三分の一以上いること。また、きちゃんと座つて教師の話が聞けず、途中から立ち歩いたり、順番を全く守らず飛び箱などをやつてしまふ子、ひとりではしか遊べない子、何をやつても自信がなかつたり意欲的でない子が多いのが大変気にかかります。そして、特に幼児期におきましては、人格形成上自分本位にしかものがとらえられなかつた子が、いろいろな生活の場面で友達とぶつかり合い、具体的な場面では教師が仲立ちとなり、相手には相手の考えや気持ちがあることを知らせていく、そのような積み重ねの中での感情の分化、コントロールを学んでいくことが大切なのではないでしょうか。そのとき教師の役割は重要であり、きめ細かい対話が必要になつていきます。現代の子供の非行化、単純化の要因の一つに、幼児期の教育のあり方が大きく影響してゐると言わざるを得ません。四十人学級ですと、教師の指示のもと、一斉的な活動が多くなり

りがち、幼児一人一人の努力の過程を見るよりも、できたかできないかの評価のみに陥りやすいことは否めません。つまずきを見つけ、励まし、できたよ僕も、という自信の積み重ねこそが自立した意欲的な子供を育てる基礎と思ひます。こういうぐあいに言つてきておられますし、さらにまた別の人もこれに近い内容でもつて具体的な現場の声として出ております。

特に、二十五名の学級になつたという経験を持つてゐる人から言わせますと、五十人受け持つておつたところと比較しますと個々への指導が大変立てやすくなつてきた、今までは見落としがちであつたものがこうした面でも一人一人を大事にすることができるようになつたということを強調いたしておるわけでありまして。しかし、問題は、今度はもし今これ以上幼児が減つてくると、今のままだったら学級減でまた四十名に逆戻りをするわけでは

すね。こういうことだつて起こるわけでありまして、ぜひ早くしてほしいという願ひ等が出ておるといふことを申し上げまして答弁にかえたいと思ひます。

○馬場委員 今の手紙にもあるわけですが、教育というのは子供一人一人をよく見なければ、子供が見えなければ教育にはならぬわけではございません、あの小さい子供を四十人、これは一人一人の子供は見えないわけでは。そうしたら教育にはならぬわけですから、今例えば臨教審で自由主義教育であるとか、個性主義、個性の尊重だとか言つておるわけですが、これこそ行き届いた教育をしなれば、今議論されておるのは空理空論、何かしら教育を教育的に論じてゐるのは空理空論、何かしらあるいは経済的に論じてゐたり、そういう論としか私には映らないわけではございません。

今、園児もどんどん減つてゐるわけではございません。答弁にもあつたのですが、また四十人に逆もどりということだつて考えられるわけではございませんから、この減つてゐるときに定数をきちんとつくる、行き届いた教育、子供の見える幼稚園にする、こういうことはぜひ早くやらなければならぬ問題だらうと思ひます。

時間が非常に短いわけではございますので、次に移らせていただきますが、学級数しか先生がいなという幼稚園がほとんどと私は把握してゐるわけではございません。学級数しか先生がいな、その先生が病氣をする、あるいは労働基準法に従つて年休をとるとか生理休暇をとるとかいろいろありますと、その学級は先生がいな。こういうことで、学級数しか教員配当がないということは、実際問題として、教員の働く人の権利とか労働基準法とかも認めなくてもよろしい、あるいはないときは教育しないでもよろしい、こういうふうな姿に見えて仕方がないのですが、学級数掛ける一で、それだけの先生で幼稚園教育ができるのかどうか、これをまず文部省にお尋ねしたい。

○高石政府委員 学級数の教諭しかいないという園は、全体の約四%がそうでございます。この場

合には、そのほかに園長というような職種が置かれてゐるわけでございます。したがひまして、教諭が休んだ場合には園長がかわりに保育をするという形とか、ないしは非常勤の講師等によつて対応するとか、いろいろな工夫を凝らしながらやつてゐるわけで、必ずしも十分とは言いませんけれども、その人が病気で休んだ場合には身動きができない、幼児教育ができないという事態にはないと思つております。

○馬場委員　ちよつと幼稚園教育を放棄なさっているような感じがすね。じゃあ、二人先生方が例えれば労働基準法に従つて休んだときには、園長は一人しかいないわけだ。幼稚園には園長のいないところもあるわけだから、そういうところはもう放棄にしかならぬわけです。非常勤だつて、この先生がいつ病気になって休むかはわからぬわけだし、非常勤をしょつちゅう置くわけにはいかない。そういうつけ焼き刃なことではもうお話にならない。そういうことを予想しながら、学級数掛ける一・五とかいうことでさらに行き届いた教育をしなければならぬと私は思うのですが、時間が余りありませんので、園長がいらない園なんか考えられない、また学級数掛ける一人という幼稚園は考えられないということは申し上げておきたいと思ひます。

次に、先ほどから私立が多いとおっしゃいましたけれども、今幼稚園に対する父母の負担は非常に大きいわけでございます。五十八年度文部省調査で、公立の小学校は十六万五千二百円、中学校は二十五万九千七百円、これが父母負担として出ておるわけですが、幼稚園になりますと、公立は十六万九百円、私立は何と三十万一千六百円の父母負担になっておるわけでございます。

こういう点について、私立が多い、だから文部省は責任逃れみたいなことをおっしゃいますけれども、私立幼稚園にやっている父母も日本の国民です。税金は当たり前納めている。そういう中で、例えば小学校十六万、中学校二十五万、公立の幼稚園十六万、そういうときに私立の幼稚園に

やれば三十万、倍以上。この教育費地獄、幼稚園地獄、幼稚園貧乏と言われるような状態を文部大臣はいかがしようと考えておられますか。

○松永務大臣　先ほどから馬場先生は、文部省が幼稚園教育について成り行き任せでほっておいたみたいな話をしていらつしやったわけでありましてけれども、我々は幼稚園教育の重要性を認識しておればこそ、振興七カ年計画を立てて、父母負担の軽減という立場から就園奨励費をつくつて国で補助するという仕組みをスタートさせ、年々厳しい状況でありますけれども、そのための予算を確保してきた。あるいは私立の幼稚園に対しては、私立の小中高、大学と同じように私立学校振興助成法という法律を、一部反対はありましたがけれども、通過成立させて、それに基づく經常費助成を実行し、厳しい財政状況の中で六十年代も前年同額の予算を確保して、私立幼稚園に対する經常費助成をすることによってその反面の効果としては、父兄負担が過重にならぬような配慮をされてきておるわけであります。

問題は、財政との關係が出てくるわけでありまして、今提案されている案によりますと、大ざっぱな勘定で新たに四万人程度の教職員の増につながつてくるわけでありまして、そうなつてくると、小中学校の教員よりは年齢が若い人が多いようでありますのでそれは違ふと思ひますけれども、千億台の公費の増額が必要。また、これが私立の方に参りますと、全体として七五％が私立幼稚園でありますから、その割合でいけば教員数をふやしていかなければならぬということになつてまいりますと、これまた数千億の父兄負担の増にもつながつてくるという、父兄負担の増加の問題もあるわけでありまして、限られた財政状況あるいは国民負担ということを考えるならば、現実可能な中でできる限りの施策を進めていくというのが我々の立場なのであります。

○馬場委員　文部大臣がどう言つたつて、何か枝葉のことを弁解しているような感じがしてしょうがない。幼稚園教育を振興しようという意欲も

我々は全然感じないのです。

私は臨教審でどういうことをやっているのか、保育園と幼稚園の一元化の問題も聞こうと思つたのですが、時間が来てしまいましたので、最後に一つだけ文部大臣と提案者に聞きたいと思うのです。

前に、これを審議したときも、私も聞いておったのですが、前の森文部大臣は、社会党が出しておるのは大体において賛成なのだ、いいことだ、趣旨に反対はないのだ、ただし財政の問題がいろいろございましてというようなことで、このねらいとする思想といえますか、意欲といえますか、これには賛意を表して、あとは財政をどうやりましようかと、その辺に非常に問題点を感じておったのでございますが、まず文部省、今提案しておりますこの法律について、どう文部大臣は考えておられるのかということと、それに對しまして、今まで出しましたことについて、ぜひこれを通していただきたいということを提案者は考えておられると思いますので、最後に、その辺のことについて御意見を聞かせていただきたいと思います。

○松永国務大臣 公費の負担増は国民の負担がふえるということになるわけであります、この法律案によつて受益する者も国民の一部だと思ひますが、しかし、負担する者もまた国民であるわけでありますから、そのバランスを考えた場合におきましては、なかなか困難な問題だというふうに考へるわけでございます。

○中西(総議員) 先ほど文部省の方からの答弁などございましたけれども、私は、一つだけ忘れなようにしていただきたいと思ひますのは、臨教審で意見を聞いた中で、全国国公立幼稚園長会の意見、これも全部、一学級の定数の引き下げというものが出てゐるわけですよ。そして、現行の四十名以下を、三歳児については十五名という、我々の案より五名低い案を提起してゐます。四歳児、五歳児は三十名以下ということになってゐます。それから、まだほかになくさん、養護だとかいろいろなものがありますけれども省きまして、全日

本私立幼稚園連合会という、これは幼稚園三団体が一本化された組織でありますけれども、ここでもそのことが明確に出ておるわけであります。それは「一学級定員数を再検討し、設置基準を見直す必要がある。」ということを強く第一項にうたい込んでおるわけであります。そして、教員一人当たりの園児数を減少して教育効果を高めることが重要であるということをはっきりしております。

ですから、私ただけでなしに、既に私立の幼稚園経営者すべてを含めましてそうした意見を持つておるといふことを知つてか知らずか、文部省はああいう答弁をいたしておりますけれども、私はぜひこの点を考えていただきたいと思ひます。

それから、公費負担がふえることは国民の負担増につながるのだといふことを言ひますけれども、予算は使い方によつてふやすこともできるし減額することも可能なんです。例えば、行政改革問題が出てからこの四年間をずっと見ますと、教育費についてはわずかに二・一％の伸びです。このことは何を意味するかというと、マイナス予算であるといふことなんです、四年間でですから。それじゃ防衛費だとか軍事費というのはどれくらいかというのと二七・八％でしょう。あるいは海外開発援助費だとか、こういう私たちが今最も問題にしないでなはならぬような予算については膨大な予算をつけながら、ふやした分にまたふやすのですから、これは倍々ゲームですから、全く質が違ふんです。

こうしたことを考えてまいりますと、このことに對して積極姿勢があるかないかによつて結論が出るのではないだろうか。したがつて、ぜひそうした点をすべての党の皆さんで御勘案いただいて、ぜひこれを通していただきたいと思います。

特に自民党の皆さんに私が申し上げたいのは、昨年でしたか、私立幼稚園に對する助成を三年間延長するときには、これは議員立法で提案したんですよ。そして、多数をもつて強引にこれは通していったのですから、今度は少数であろうと、このことは採決をしていくなり何なり、ちゃんとけ

じめをつけていただきたい、こう考えております。

○馬場委員 大臣、あなた本当に公費をふやすことは国民の負担がふえるんだと、変なところでごまかして言っていますけれども、あなた予算を見てごらんないかい。文教予算なんというものは、総予算に占める比率が、この十年來、一四%ぐらいからだんだんだんだん下がって、ことはもう九%を割ったでしょう。GNPに占める教育費なんというものは、諸外国の七%、八%より日本はずっと下じやありませんか。使い方なんです。そういうことで、今も発言がありましたけれども、問題は金じやないのです。これは本当に幼稚園教育をよくしようとする心の問題なんだ。意欲の問題なんだ。

そういう点で、時間が非常にございませんで、少し過ぎましたけれども、ぜひこういう点を考えて、前の文部大臣は、これはいいことだ、あとは金の問題で苦勞するところがあるあなたは、いいことだと答弁しない。しかし、もう時間がないから、これだけ言っておきますけれども、十分ひとつ考えてやっていただきたいと思ひます。終わります。

○阿部委員長 伏屋修治君。

○伏屋委員 先ほど馬場委員の方からの御質問もございましたけれども、私は冒頭に大臣の幼児教育についての御見解を承りたい、こういうふうに思ひます。

○松永國務大臣 先ほどもお答えいたしましたように、幼児期は人間形成の上で極めて大事な時期だというふうに考えております。昔の人はいいことを言ったと思うのです、三つ子の魂百までもと。したがって、幼児期にしっかりした家庭における教育やしつけ、そして幼稚園等教育機関における集団的な教育、これが人間形成の上で非常に大きな役割を果たすのでありますから、幼児期の教育はこれを重視して、そうしてより充実したものにしていくなければならぬというふうに考えているわけでありませう。

○伏屋委員 非常に木で鼻をくくったような大臣の御答弁でございませうけれども、それでは、国民の皆さんが幼児教育に対する大臣の見解というものの疑義を持たれるのじやないか。極端に申し上げますと、教育の根幹はやはり幼児教育にあるのではないかい、こう言っても私は決して過言ではないと思ひます。ともすれば、今表面化しておるころの校内暴力とかあるいは家庭内のいろいろな問題とかトラブル、いろいろございませう。それのものをただしていけば、やはり幼児教育にあるのではないかい、私はこういうふうに考えるわけでございます。

今、この委員会の会議の席上に見える皆さん方は、それぞれお子さんを幼児からお育てになつた経験者ばかりでございませう。私もその一人でございませうけれども、やはり自分の子供を育てる難しさというものは痛切に私も感じてまいりました。本心に自分の子供なりに、その子供が一日の中でどういう心の動きをしておるか。その心の動きを敏感に親が察知して、そしてそれをほめ、あるいはまたしかり、そういうような中で初めて基本的な子供の性格形成ができてくる、こういうことを考えたときに、幼児教育の重要さというものはそこにあるのではないかい。この定数の問題にしましても、やはり自分の子供一人の心の動きもなかなかつかみきれない、そういう中で親の考えを子供に押しつけていく、しかも学歴社会である、大学入試の壁は厚い、こういう中で親は過酷な親の思いを子供に押しつけていく。そこに、今の教育荒廃の大きな要因があるのではないかと私は思ひます。

そういうことから考えれば、幼児教育というものにもっともつと視点とを当て、そして大人が精力を傾けて幼児教育を振興していかなければならぬ。それが二十一世紀にわたる教育の大きな立て直しにつながるのではないかい、このように私は考えるわけでございますけれども、大臣はその面について、今のような御答弁でなくて、もう少しお考えを具体的に伺ひたいと思ひます。

もう一度御答弁をお願いいたします。

○松永國務大臣 先ほど私の幼児教育に関する基本的な考え方は申したつもりでありまして、中身においてはつけ加えることはございませうが、一番大事なことは、子供が生まれて最初に接するのは母親でありまして、まず母親が自分の生んだ子供を本當の愛情を持ってきちつと育てていくということから幼児教育は始まると私は思ひます。そして、その母親の言うならば協力者が父親である、そういうことで家庭内できちつとした教育をすることがまず第一。発達段階からいってもそうですね。

そして、早い人は三歳、遅い人で四歳あたりから幼稚園というところで集団的な教育を受けるわけでありまして、外と継続的に接しながら、訓練の場、教育の場、それが幼稚園から始まると思うのであります。その幼稚園で教師から幼児の発達段階に応じた教育がなされていく、これもまた人間形成の上で極めて大切であると思うわけでありませう。

家庭における子供の育て、しつけの問題であります。家庭に於ける子供は、しつけの問題であります。私が、私はそう難しいとは思ひつていないのです。私自身も二人子供を育ててきたが、昔からそれぞれ家庭で育ててきたのはしきたりもありませうし、おじいさん、おばあさんから受け継いだ育て方もあると思ひますけれども、要は、本當の人間らしい愛情を持って、先ほど先生も御指摘のありました、甘やかすだけが能くありませんから、守るべき規律なども子供のときからきちつと教え、しつけていく、そしてまたかわいがりもする、緩急よろしきを得て育てていくのが家庭における子育ての基本ではなからうかなと思ひます。

なお、幼児に対して、それは過酷なことを要求したりすることは私はいかかと思ひます。つまり、親が子供の育ちがいかかと思ひながら適切なアドバイスをし、また時には、それはいけないこと、これがあればいけないこと、ということの区別をきちつとつけさせるような教育やしつけ

も大切なことであると思ひます。そういう意味では、家庭における教育と幼稚園における教育、そしてまた、幼稚園も四歳児、五歳児になつてまいりますと社会とのかかわりも出てまいりますから、幼児が育っていく上で有害な環境等がないように、やはり社会全体も幼児の健全な育成のためにいい環境をつくっていくということも必要であらう、こういうふうに向つていくわけでありませう。そういうあらゆる面で幼児の健全な発達のために努力をしていくのが我々の務めであると思ひます。

○伏屋委員 この論議で時間を費やしても申しわけございませうが、御家庭の母親の子供に注ぐ愛情、そしてまたそのしつけというのは非常に基本であると思ひます。今大臣もお二人のお子さんがあるとおっしゃいましたけれども、お二人のお子さんの性格はそれぞれ違ふことは認められると思ひます。私も子供が二人おりますけれども、上の子と下の子とはおのずから性格が違つてまいります。考え方も違ひます。母親の同じおなかから生まれてきた子供であつても、そういうような性格の相違というものは自然に身に備つてくるわけでございます。ましてや幼稚園の教育の中で、家庭教育を経て幼児教育の最初の集団生活をする幼児にとりまして、少ないにこしたことはないと思ひます。今のうちに二人の自分の子供ですら知らず知らずのうちに違ふ性格形成を親がしてしまふというふうなことから考えますと、そういうような家庭での性格のひずみが出ておる、幼児教育においてそれを正しい方向に是正していくということになれば、幼稚園の一年級あたりの人数は少ないにこしたことはない、このように私は考えるわけでございますけれども、その辺、提案者はどうお考えでしょうか。

○中西(續)議員 今言われました松永文部大臣の御言葉を返すわけではありませうけれども、結局、保育の時期——家庭、家庭と言ひますけれども、両親が、特に女性の権利を認めるといたしま

したならば労働するということを認めざるを得ないわけですし、そうしますと勤めに出ることになるわけですが、そうすると家庭ということにはならないわけなのです。少なくとも三分の一の時間は保育所なり何なりでこれをお願いするということになるわけでありますから、そうした中における零歳児から五歳児までの間における就学前幼児教育をいかにするかということの基本的な踏まえがないと、今いろいろ言われている問題について解明ができないのではないかと、私を私は申し上げたいと思います。

ですから、先ほど言われておりましたように部分部分の論議でなしに、根幹をなすその柱は何かということを中心据えていただいた上で、幼児教育をどうするか。この前の論議の際にもございましたように、文部省も教育要領等を含みまして見直しをしないでならぬということをお願いしておるわけですね。そうした大勢があり、しかも協力者会議なるものを設置いたしまして、既に専門的に論議が始まっております。では、なぜそういう論議が始まったかということをお大臣が十分御検討願って、そうした部分についてのさらなる深い、温かみのある施策をそこからお出しただけだと思っております。

○伏見委員 教育の最高責任者である文部大臣また文部省の方々も、日本国の国民の教育ということに対しての深い配慮を払っておられることは私もよく理解しておるわけであります。限られた財政の枠の中でいかに国民的な教育水準を上げるかということ御努力なさっておることはよくわかるわけですが、私が先ほど申し上げたように、幼児教育の重要性、教育の根幹にかかわる問題であるという認識に立って、限られた財政の中でもより積極的な姿勢を示していただきたい、私はこういうふうな要望したいと思うわけでございます。

さきの百一国会におきましては、森文部大臣も、これは教育基本法第一条に示す人間形成の中で最も大事なところが就学前だというような認識

をしておみえになります。そういうことを認識する流れの中でこれからの幼稚園の教育というものにスポットを当てていかなければならない。そういう意味からも、調査研究協力者会議というものの中でそういう論議もしていきたい、こういうような大臣答弁が先国会にあったようでございます。そういう面でも、そういう調査研究協力者会議での論議の模様、あるいはどういう点から論議されたのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○高石政府委員 幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議を発足させて、今論議を進めているわけでございます。まだ結論をまとめる段階にまで来ておりませんが、一つは、実態がどうなっているかということ、保育内容全般にわたって、各園で行われている実際の調査をやったわけでございます。その調査の集計をもとにいたしまして、今後どうあるべきかというところを論議していくという後半の状況に差しかかっているところでございます。したがって、御指摘のように、幼児教育の重要性、そして幼児期における教育の役割の重要性、それを十分踏まえて今後の幼児教育展開のための示唆をいただきたい、こういうふうな思っているところでございます。

○伏見委員 具体的なお話は何も聞かしていただかなかつたわけでありますが、今論議のさなかであるということ、結論めいたことはお話がございませんでしたが、先ほど申し上げましたようなことも含めてさらに積極的な論議を推進してもらいたい、このように思います。

それから、小学校の七十人定員というのは、これは明治三十三年ですか、小学校の学級規模七十人以下と定められたときに、幼稚園は四十人以下とされた、こういう非常に長い歴史があるわけでございます。先ほど馬場委員に対する答弁の中で、現実的には一クラス当たりの幼児数は三十名程度になっておると、局長の御答弁もあつたわけでございますが、それともう一つは、今出生率も低下し、幼児が減少傾向にあるという今のとき

を考えれば、相変わらずこのような形で四十人以下、昭和三十一年ですかの設置基準の中でも四十人というふうになっておりますけれども、そういう現実にも照らしまして、定数を非常に幅を持たせるのではなくて、現実に合わせて定数を変えていく、こういう御意思は文部省の方にはあるのですか。

○高石政府委員 現在の時点で直ちにその内容改善を進めるといことは非常に困難であります。ただ、方向といたしましては、条件の改善というのは常に考えていかなければならない課題であるというふうな思っているところでございます。

したがって、先ほどの協力者会議等においても、そういう面での論議も今後行われていくであろうと予想しております。また、臨教審においても、幼児教育の問題が論議の対象にされておりますので、そういう場でも論議されていくと思っております。そういう論議を十分踏まえた上で、将来の課題として、改善のために努力していかねばならないというふうには認識しているところでございます。

○伏見委員 その辺がこれから論議されるということでございますけれども、現実に合わせて、やはり定数改正の法案も今出されておるときでございますので、積極的にこれは、提案者の方からすれば再提出してもらいたいという希望があるわけでございますので、より加速して審議をしていただきたい、こういうふうな思っているわけでございます。

提案者の方はどういうお考えを持ってみえますか。
○中西(續)議員 今御指摘ございましたように、実態としては、先ほども申し上げましたように、約六〇%近くが公立、私立ともに三十名以下の学級になっておるといふ実態です。それとあわせて、今言われましたように園児の数は年々減少の傾向にあるわけでありまして、これを二つあわせ考えてまいりますと、先ほどから出ておるような、私立幼稚園に大きな影響があるだろうとか

いろいろありましたけれども、先ほど私立幼稚園の代表者の集まりの中での臨教審に対する要請の項目の中では、むしろ一学級の定数を下げてほしい、さらに、充実した教育が実施できるように一人当たりの園児数を減少させてほしい、こうした意見等、また、国公立の場合ももちろんでありますけれども、出ておる現状を考えてまいりますと、私たちが今期待をし、願っておるその中身というのは、決して間違いいではないし、また多くの父母の願いでもあると思っております。

したがって、そうした立場に立つてこれを論議してまいりますと、やはり何と申しまして、条件としては、今までの論議の過程の中におきましても財政的に困難だということ一つだけが今残っておるわけでありまして、この財政的なものを、先ほど四万人増員をさせなくてはならぬとか、あるいはある人に言わせると一千四百億も増額させなくてはならないなどという説明がなされておるようでありまして、五年間の推移を考えてまいりますと、五年計画で実施をしたいということでありまして、一年にそのような膨大な予算が必要ではないし、また膨大な人員を配置する必要もないわけでありまして、今むしろ、臨時でたくさんの人を雇って、これを緩衝にして、依然として設置基準の中にございますように、三分の一以下であるならばそうした臨時の方を採用してよろしいということになっておるわけでありまして、そうした措置がとられておることによって、さらにそこに収容できる人員を配置させながら、そして私の計算によると、先ほど大臣でしかあるいは初中局長が言った四万人というのは、増員する分だけを出したのではないかと私は思いますよ。これからどんどん園児の数が減っていくわけですから、その分についての教諭の減員分についてはここでは触れておらないのではないかと申すわけでありまして、また、一千四百億そのものにつきましても、必ずしも一年間にそれが要るわけではありせんし、戦間機なりあるいはP3C

を、二機操作しさえすればこれは実現できる可能性のものであるというように認識いただければ、私たちは正面装備をこころは論議できませんけれども、本当に温かみがあるかどうかというのを考えていただければ、このことの実現性、可能性というのは私は大変なものであるが、こう申し上げて、答弁にかえたいと思います。

（委員長退席、白川委員長代理着席）

○伏屋委員 その定数の四十という問題でございすけれども、市の条例などを見ますと、四十人以上の学級定数というものを条例で定めている自治体もあるように聞いております。その実態は、文部省の方はどのように把握をしておみえになりますか。

○高石政府委員 市の条例でそういうことを決めている実態を調査したことがありませんので、手元でわかりません。

○伏屋委員 早急に文部省当局も一週調査をしていただきたいと思ひます。

提案者の方はその実態を把握しておみえになりますか。

○中西（總）議員 この分につきましては、過密都市におきましてそうした状況があるというところは聞いておりますけれども、それを個別的に今ここで申し上げる内容を持ち合わせておりません。ただ、問題は、私立の幼稚園の場合にもそうした状況があるやに聞いてはおりますけれども、具体的な内容についてここで提示することはできません。

○伏屋委員 これは早急に調査していただいて、そういうような自治体があったら、文部省としても積極的な指導をしていただいて、できるだけ定数は少ないことはいわけてございすので、そういう方向で指導をしていただきたい、このように御要望を申し上げます。

それから、三歳児三十六人以上の学級、それから四十一人以上の学級もあつたりしまして、いろいろ複合した学級編制がふえておる、こういうことも実態としてあるようございす。それも

皆、財政が苦しいということからそういうような複合学級という方向をたどらざるを得ない、そういうところもあるようございすけれども、そういうところでの教育効果というものは余り期待することはできない、このように私は考えるわけでございますが、そのような実態は把握しておみえになりますか。文部省それから提案者から御説明いただきたい。

○高石政府委員 その実態も調査しておりませんので、具体的内容を承知しておりません。

○中西（總）議員 先ほどの質問でございすけれども、これは文部省の学校基本調査によるとのことでありまして、五十九年度は公立の幼稚園で四十一人以上が〇・二％、それから私立幼稚園の場合四十一人以上が四％あるのです。これは文部省が調査した結果なんです。今文部省はそうしたケースを持ち合わせていない、してないというのを言ひますけれども、これはどうかと私は思ひます、ここにございすから。これはきょうようやくもらつたばかりですから、五十九年度の「学校基本調査速報」、この分についてまだ完全にあれしてございせんけれども、そうした中身が出ておりますから、この点はひとつ文部省にもう一度お尋ねいただければ——調査はしてあります。

○伏屋委員 今提案者の御説明がありましたけれども、文部当局の方はその実態調査をしておるといふ事実を踏まえて、それをもう一度御説明願ひたいと思ひます。

○高石政府委員 先ほどは具体的にどういう市町村でそういう条例をつくつて決めているかという質問でありましたので、具体的市町村名はわかりません。ただ、統計的な数字として、全国で各府県を通じて文部省が全体的な数字の傾向を調べると、そういう結果のデータはあるわけでございます。したがって、その数字は先ほど提案者の方から説明のあつたようなこととございす。ただし、具体的にこの市町村でどういふふうな決めているとか、そういうところまでの調査はし

ていないのでございす。

○伏屋委員 そういう実態があることは間違いないわけでございますので、より幼児教育の重要性というものがみなながら、それに対しての文部省としての積極的な指導をしていただかなければならない、このように思ひますのでございす。

そういう点で、もう一度局長から、そういう実態がわかれば、そういう実態があると考えて文部当局としては教育効果上マイナスであるという面での指導をどのように具体的に進めていくか、お答えいただきたいと思ひます。

○高石政府委員 これは四十人以下を原則とするわけでございますから、四十人を超えることは文部省の指導としても本来望ましいことではないのでございす。ただし、過密地域、都市地域で園児数が、どうしても公立に入れなければならない、教室をつくる暇がないという状態のときに、それを一人、二人入れていく、そういうような状況で四十人を超えるというよう実態は存在し得ると思ひます。そういうものはやはりやむを得ない事情による条件でございまして、これが今後四十人以上を恒常の姿にするというのであつては非常に困るし、そういうことについては指導してまいりますけれども、臨時的な、緊急避難的に入れた結果四十一人を超えているときがあつた、それはやむを得ないと思つておるところでございす。

○伏屋委員 確かに、地方財政もかなり逼迫しておりますので、そういう施設に投資するだけの財政の余裕がないから、緊急避難的なそういう定数増ということもあると思ひますけれども、我が国の行政の一番の欠陥は、どちらかと言えば縦割行政であると言われて久しいわけでありまして、そういう面、自治省ともよく検討を重ねて、やはり鉄は熱いうちに打てとよく言われますが、教育というものは臨時もおろそかにすることができない、それだけに自治省の方にも強くそういうようなことを要望し、地方財政のために教育に欠陥が生

じないような手当てを文部省としても積極的に進めていただきたい、このように思ひます。その面は御答弁結構でございす。要望といたしておきま

それから、先ほど馬場委員の方からも御質問がございまして、学級数と教師の数が同じであるというところ、そして、教師がトイレにもあるいは電話にも行けない、また、ましてや年休をとることできない、こういうような実情の中で、文部省としては専任園長を置こう、こういうような考えがあるように聞いております。専任園長の置けない兼任のところでは教師を一名増員する、そういうような方向で行政指導なさつておると聞いておるわけでございますが、その辺の進行状況がわかれば、御説明いただきたいと思ひます。

○高石政府委員 地方交付税による財源措置によつて、幼稚園の教職員の給与、定数を保障しているわけでございますが、交付税における財源措置としては、プラス一の専任が置けるというような形で財政措置を講じているところとございす。したがって、そういうことを踏まえて、それぞれの幼稚園教育に支障のないような形で、少なくとも専任の園長が得られない場合にはそれに代わる人を置いて、教育上支障のないようにしてまいります。

○伏屋委員 提案者はこのことについてどうお考えですか。

○中西（總）議員 特に私が申し上げたいと思ひますのは、一園につきましてそれぞれ学級数に応じて教諭数が配置をされる、私たちが一・五倍ということをこの法案の中に盛り込みましたのは、先ほどいろいろ出ておりましたけれども、全く年休がとれない、あるいは生理休暇がとれない、あるいは病気になることも休みにくい。挙げますと幾つものそうした問題が出るわけですね。先ほど説明がございましたけれども、大体四〇％がそのような学級数、同じ教員の数であるということと同時に、加えて兼任の園長ですから、例えば小学校の

校長が幼稚園に来て常時おるわけはありません。そうなりますと、それまで加えると、公立の場合には約八〇％がそういう実態に置かれておるということでありますから、これを何とかして解消しない限り、これは大変大きな問題として残りますし、私たちぜひこの点をまず第一に手がけるような、この点は設置基準というのには法律じやありません、省令ですから、文部省がその気になれば先ほどから申し上げるように実施できるわけですから、何でもよろしいから一つずつ解消していつていただければと願っております。

それから、さっきあれしました、学級の定員を市条例でやっておるところが一つわかりました。これは大分県中津市には大変相済みませんけれども、中津市の教員から手紙が来ておりまして、一クラス四十五人の定員のためということで手紙が参っているわけです。ですから、何としても、文部省の方でそういう緊急措置としてやられておるように言っておりますけれども、そうでないよという指導を強めていただければと思っております。

○伏屋委員 幼児教育の重要性にかんがみまして、何としましても文部省もその重要性を強く認識されるならば、具体的な一つの表現でできるようなものがなければそういうことを本当に考えておられるとは思えませんので、そういう面を踏まえて具体的に、なるほど幼児教育の重要性というものを認識し、それに対しての具体的な手を一つ一つ打っておるな、そういうことが国民にわかるような姿勢を文部省の方も示していただきたい。このことを強く要望しまして、質問を終わります。

○白川委員長代理 藤木洋子君。

○藤木委員 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案を提案されました提案者の日ごろの御努力に敬意を表しまして、質問をさせていただきます。

まず、この質問に先立ちまして、私午前中に大臣に伺いたいことが二、三ございましてお許しをいただきますというのを、最初にお断りをしてお

きたいと思います。

午前中、私は、主としてまして障害児学校教職員定数の未充足問題について、障害児学校現場の教職員または寄居舎寮母の健康障害や妊娠障害の実態につきまして、障害児学校の適正規模につきまして、そして訪問教育の充実につきましてなどの質問をさせていただいたところでござい

ます。この際、二、三の問題を大臣にお尋ねさせていただきますが、最初に、未充足問題です。現行の定数法を満たすこともやらないで年次計画の達成はなからう、かように思うわけですが、定数法の未充足分は緊急に充足されるべきであります。大臣が積極的にこの問題解決のために御指導くださいますようお願いいたしますが、いかがでござい

【白川委員長代理退席、委員長着席】

○松永国務大臣 公立特殊教育諸学校の小学部、中学部の教職員定数の充足状況に関する御質問でございまして、全国的には昭和五十九年五月一日現在で九九・八％でございまして、前年度が九九・四、前々年度が九八・七というところでござい

ましたので、年々改善されておるところでござい

ます。今までもこうした教職員の配置をきちとや

つて充足率一〇〇％にするべく努力をしてきてい

るところでありますけれども、今後ともその徹底

を期して努力をしまいたいというふうに考えて

おるわけであり

ます。○藤木委員 徹底を期してというところに期待を

寄せまして、ぜひよろしく願いをいたします。

次に、教職員、寮母の健康実態につきまして、

体育局長から示されましたものは昭和五十四年度

の調査に基づいたものでございまして、これでは

現状の実態把握にはならないわけですね。しかも

その上、最も深刻な妊娠被害につきまして調査

されていらつしやうなかつたわけですね。そこで、

大臣、この調査を誠意を持って進められるように

ひととお骨折りをいただきます、かように思うわ

けでござい

ますが、いかがでしょうか。

○松永国務大臣 調査するということを含頭に置

きなで検討してまいりたいというふうに考えて

おります。

○藤木委員 今年度していただけますか。

○古村政府委員 本年度できるように努力いたし

たいと思

います。

○藤木委員 ぜひお願いいたします。

それから、病院や福祉施設に併設をされている

障害児学校の劣悪さは私からも述べさせていた

だところ

ですけれども、プールや体育館の設置

率が極めて低くなつております。そのことにも示

されてお

りますように、教育条件の抜本的な改善

が急が

れてお

ります。

それとあ

わせま

して、訪問教育の充実、これは

文部省が本腰を入れて取り組んでいただかな

ければ

ならない極めて大切な分野だと考えております

けれども、この点で大臣の御決意を伺わせて

いただ

きたいと存じます。

○松永国務大臣 訪問教育に係る教職員の配置増の

問題だ

と思

うのであります

が、この点につきま

しては、第五次学級編制及び教職員の定数改善計

画の中

では、対象児童生徒数を三人につき一人の割

合で教

員を配

置する

ことと

なつて

おるわ

けで

あり

ます。

そして、この第五次計画が完成を見た暁におき

まして

は、三人につき一人という割合になるわけであ

ります

から、授業回数が現在の週二回が週三回程

度の実

施が可

能にな

る、そ

うな

るよ

うに

この計

体的な施策というものが全然そこにはなかったと言います。私は言い過ぎかとは思いますが、大要おくれおつた。さらにまた、少ない時代からどんどん園児がふえていった時代に、緊急事態として次々に設置をしていき、適正配置すらも行わずにやってきました。ですから、もう配分状況は、設置しておられる地理的な条件、そういうようなものから全部類推をいたしますと、本に混乱の中にしかこの幼稚園教育は行われておらなかったとしか言いようがないと思います。しかし、だからといって、その役割は大変重要な役割を果たしてまいったわけでありまして、こうした、特に人格の土台を築くのが幼児期であるということを中心として、幼稚園を経営される方、あるいはそこにおられる教師を初めとする多くの皆さん、あるいは父母の皆さん、あるいは自治体、行政者の皆さんも、一生懸命であったことは事実でありますけれども、少なくとも公立幼稚園の場合におきましては、教育内容の水準の向上とか、あるいは教育条件の一定の維持だとか、日本の幼児教育の中核としての役割を今まで果たしてきたわけでありまして、私は、やはりここでぜひこうした標準法なるものを設定をしていただきまして、そしてそこを中心として、私立の皆さんも現状は六〇％を超える、三十人以上になつておられる現状を考えますと、あるいはまた園児数がだんだん少なくなつてきているという現状から考えますと、総合的にいって早くそうした体制をつくり上げていくべきではないだろうか、こう考えております。そうすることによって、まずまずこの公立幼稚園なり、あるいは幼稚園の就学前教育の果たす役割というものがさらに充実し、高まつていくのではないだろうか。そのことが、先ほどから文部省の方も言われておられる期待をする幼児教育像なるものがそこには実現できるのではないかと、こう考えております。

○藤本委員 幼児教育の置かれてある現状は極めて劣悪であり不十分であつたにもかかわらず、その果たしてきた役割が大きかつた、私もそのように思います。文部省も、これまで公立幼稚園が果たしてきた役割について大きいものがあつたと御答弁をしてこられたところでございます。昭和四十七年度からの幼稚園教育振興計画、これはもう終わつておりますけれども、その後も助成措置を続けてこられました。当初の到達目標に照らしまして、どの程度まで整備をされてきたのか、具体的に文部省の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○高石政府委員 昭和四十七年度を初年度とする幼稚園教育振興計画を策定し、昭和五十七年度当初までに、希望するすべての四、五歳児を幼稚園に就園させるという目的で計画を進めてまいつたところでございます。

現在の状況を結論から申し上げますと、昭和五十八年度で幼稚園に就園している子供が六三・八％、それから保育所に通つていない子供が三〇・六％、合わせますと九十数％というのが幼児教育を五歳児については受けておられるわけでございます。四歳児については申し上げますと、五十八年度で幼稚園が五二・三％、保育所が三〇・五％、八二・三％に達しているというふうなことで、全体的に幼稚園と保育所両方で見ますと、就園を希望する子供たちが幼稚園教育を学ぶことが保障されているといううか、実現している、こういうふうな理解しております。

○藤本委員 しかし、当初目標に依然到達してはおりません。文部省はその目標自体、現時点でどのようにお考えになつていらつしやいますか。

○高石政府委員 今おっしゃつたのは幼稚園だけの就園目標、十一年計画では七〇・五％、これを目標としたということはそのとおりでございます。しかし、幼稚園だけの問題じゃなくして、我々としては、保育所、幼稚園両方存在するわけですから、そのいずれかで希望する園児が就園できる状態になつておれば実質上の目標は達成している、幼稚園の落ち込んでゐるものは保育所の方でカバーされている、こういうふうな理解しているところでございます。

○藤本委員 そうしますと、この目標自体は現在も維持をしていらつしやる、こういうことですか。

○高石政府委員 ですから、幼稚園の就園目標七〇・五が実績としては六三・八という状況になつてゐるわけですが、それは保育所の絡みで、就園を希望する子供が、四、五歳児が全部就園できるという保障は現在実現している、こういうふうな理解しております。

○藤本委員 私が伺つておりますのは、この目標自体についてどのようにお考えか、この目標は適切な目標だとお考えかということをお伺ひしているのです。今の時点です。

○高石政府委員 まず、実質上の目標は、四、五歳児で就園を希望する者が全部就園できるというのが実質上の目標でございます。したがつて、これを係数で表現した場合に、幼稚園で何倍収容し、それから保育所でどれだけ収容するか、そういうことにならうかと思ひます。したがつて、この数字自体よりも、実質目標を達成している、こういうことを説明申し上げておるところでございます。

○藤本委員 今日、幼児は減少期に入つておりますけれども、公立幼稚園でこの五年間にどれだけ新増設をされたのでしょうか。また、休廃園になつたのはどれくらいございますか。

○高石政府委員 五年で各年度ごとに違つたわけですが、例えば五十四年度でございまして、百二十一園新設されまして、統廃合による減が七というわけで、差し引き百十四。これが各年度ごとに漸次減少してまいりまして、五十八年度で申し上げますと、新設園が二十九、統廃合園が九、純増が二十というふうな状況でございます。五十四年から五十八年まで、五十五が九十四、五十六が六十七、それから五十七が三十六、五十八が二十九、こういう形が新増設の状況でありまして、統廃合が、五十四が七、五十五が九、五十六が十八、五十七が六、五十八が九、こういう状況でございます。

○藤本委員 私立の場合はそれぞれどうなつてゐるか、おわかりですか。

○高石政府委員 私立も五十四から五十八までの数字を申し上げますと、新設百八十、統廃合二十八、差し引き百五十二、これが五十四年。五十五年は新設百九、統廃合二十八、差し引き増減八十一。五十六年新設八十八、統廃合四十四、差し引き四十四。五十七年新設六十二、統廃合五十四、差し引き八。五十八年新設三十八、統廃合三十六、差し引き二という状況でございます。

○藤本委員 廃園あるいは統廃合が出てゐるわけですが、これは幼児減少期に見合った適切な対策を文部省が講じてこられなかつた結果ではないでしょうか。その点で幼稚園設置基準が重大なネックになつてゐると思ひます。以下クラス定数についてお尋ねしてまいりたいと思ひます。

文部省は、クラス定数について四十人というのがベストだとは思つていないと答弁をしてこられました。だからといって基準見直しも困難だ、こういう態度をとつてこられたわけですが、見直しが困難だという理由はどこにございませうか。

○高石政府委員 検討していく、それは当然必要なことでございます。その結果それを改正して実現していく、それは困難であるということでございます。困難の理由というのは、先ほども申し上げましたように、私学における経営の実態、父母負担へのはね返りの問題等の原因もございまして、国、地方を通じた財政状況という状況の判断もしていかなければならないということでございます。そういう観点で今直ちに改正をしていくということとは困難であるということでございます。

○藤本委員 私立幼稚園のことをいろいろ引き合ひに出されておつしやるわけですが、クラス定数がどうなつてゐるのか、その実態を把握していられればお示しをいただきたいと思ひます。いかがですか。

○高石政府委員 これは幼稚園の平均でござい
ますが、これも五年間で申し上げますと、五十四年
三十二・六、五十五年三十一・五、五十六年三十
五、五十七年二十九・九、五十八年二十九・七、
五十九年二十八・〇ということ、漸次一学級当
たりの園児数は減少をしているわけでございま
す。

○藤木委員 実態で言いますと、例えば先ほども
提案者の方からお話があったように、東京
都の場合、公立で三十人以下のクラスが五六
七％、私立はさらに多いわけです。五七％になっ
ています。既に公私立とも三十人以下のクラスが
過半数になっているわけですね。それについては
どのようにお考えでしょうか。

○高石政府委員 そういう実態に応じて一クラス
当たりの園児数が減少していることでございま
すから、そのこと自体は結構なことだと思つており
ます。

○藤木委員 文部省は、四十人はリミットであつ
て、これより少なくともよいことを言つて
きたんだから、地方自治体はその限りでやる分は
構わないんだ、こんなふうな姿勢だつたと思うの
です。けれども、口でおっしゃるだけでそれに伴
う財政措置がなされないまま来たわけですから、
実際には四十人に拘束されるを得ないという状
況だつたと思うのです。その点はどんなふう
にお考えですか。

○高石政府委員 幼稚園で就園されている子供が
六三％程度、先ほどこう申し上げたわけです。市
町村によりましてほとんど保育所しかない、幼稚
園がほとんどないという市町村もあるわけでござ
います。そういう前提で国の財源措置をどうして
いくかという場合、地方交付税上の財源措置の
問題があるわけでございます。

したがいまして、地方交付税上は一定の幼稚園
があるという前提で、しかも、その幼稚園の一ク
ラス当たり、そしてそれに応ずる教職員定数を計
算する場合に、標準団体で言いますと、クラス数
に校長、教頭プラス一の教員を配当できるような

交付税上の財源措置が講じられていたわけであり
ます。したがいまして、その範囲内でのような
幼稚園をつくり、学級編制をしていくかというこ
とは、ある意味では地方の自治であるというふう
に理解するわけでございします。したがいまして、
国が全部指示しなければそのように動かないとい
うものではなくして、現にそういう財源措置の上
に立つて地方公共団体は漸次一クラス当たりの人
数を減少させているというのが先ほど来の御指摘
の数字でございします。

○藤木委員 随分虫がいい話です。現状が幼児の
数が減ってきたことで学級定数が減っているとい
うことをとらえて、それは結構だ、しかし四十
十名定数のこの数を変える気はないというお考え
というのは、これは画一主義ではないですか。私
は、融通がきかないといひますか、四十人学級に
しがみつこうかなといひますか、四十六人学級に
思います。文部省自身が幼児減少期は内容改善のチ
ャンスだとこれも言つてこられたわけですか
。ですから、見直しを検討するといひお考えが
あるのか、ないのか、いかがですか。一度はつき
りしていただきたかと思ひます。

○高石政府委員 先ほども申し上げましたよう
に、協力者会議ないしは臨教審においても幼稚園
の問題は検討の課題にされているわけでございま
す。したがいまして、当然そういうところでも検
討されていくべき課題であると考えております
し、検討してまいられると思ひます。ただ、具
体的にそれをいつどうしてやるかという点につ
いては、今の時点で直ちに実現しろと言われても困
難である、こういうのが私たちの現在の姿勢でござ
います。

○藤木委員 幼児教育に対する文部省の主体性が
全くないといひことを私は極めて残念に思いま
す。
提案者に伺ひますけれども、今のやりとりをお
聞きになつていらつしやいまして、どのような感
想を持たれたか。また、一クラス二十五人以上
下という提案が実施可能だといひ点について御説

明をいただきたいと思ひます。

○中西議員 先ほどからたびたび申し上げて
おりますように、文部省、行政当局がこの種問題
について積極的に行うとする意思がないという
御指摘については、私も同感であります。私はこ
こにすべて尽きておるような感じがしてなりませ
ん。

先ほども申し上げましたように、いろいろ教育
内容等につきましても、果の教育委員会なりを呼
び出して強い指示を与えておる文部省が、このよ
うな教育の原点と言われる幼児教育に際しては、
そのような財政がわざわざ地方交付税で措置され
ておりながら、実際に使われておる金額というの
は決算の上からいひますとそれよりさらに少な
い額になつておる。だのに、金は余つておるのに、
そういう行政措置をせよといひ指導すらも強く行
つておらないといひ結果がそこにあると思ひま
す。それは文部省一流の、法律といひものがない
からです。法は法だと言ひわけですから、その法
律がなければそれに拘束されない、だから自由だ
といひ言葉をごこで使ひましたね。極めて自由な
ようだけれども、その中身といひのは放置に近い
内容ではないだろうか、私はこういうことを強く
感じました。

そこで、問題の、一クラス二十五人以下の状態
をつくり出していきけるかどうかという問題であり
ますけれども、先ほども触れましたように、東京
都の実態からいひしても全国の実態からいひ
しても、既に過半数以上が三十人以下になつ
ておるといひことは事実なんです。したがつて、
実際これからの問題といひましたのは、教員数に
しても、公立の場合には退職者が相当出ておりま
して自然減、それからさらに結婚などによつて退
職される方などを合はしていきますると相当数の減
があるといひておられます。それとあわせまして
う一つは、園児の数がどんどん減少しておるわけ
でありますから、自治体によつては既に二十五人
以下を実現させておるところがあるわけですね。
しかし、それがあつたとしても、そのことによつ

て財政的に自治体が困窮をきわめ、実施ができな
かつたといひ条件はなかつたと思ひます。

さらに、私立幼稚園の例を挙げますけれども、
私立幼稚園の場合におきましても、良心的にやつ
ておられるところ、あるいはその幼稚園が実施
しておる熱心さ、その教育的質の高さ、そういう
表現がいかにどうかかわりませんけれども、真に
園児を中心にして園児のための幼児教育、これ
を重視してやつておるところでは、そうした少数、
二十五人以下でも成り立つておるといひ実態が現
在あるわけであります。

したがいまして、先ほどから言つておりますよ
うに、四万人必要だからとか、減つていく分につ
いては全然加算もせず、計算もせず、ふえる
分だけを今こうしてやつておるわけですから、今
お聞きいたしております、私は、全くもつて内
容的にも大変残念な気がいたします。実際にやれ
ばできる、積極さが出てくれば可能だといひこと
を私は確信をいたしております。

○藤木委員 現実には半分以上が三十人以下のク
ラスになつておるわけですね。提案者から、他の委員
の質問に答えて現場からの手紙の紹介がございま
したけれども、私も幾つか聞いております。先生
方は最初、三十人以下になつたらどんなにか楽に
なるだろう、こんなふうな考えられたそうです。
しかし、実際は楽にならなかつた、こうおつしや
るのです。しかし今までと違つてきたのは、従来
は目立つ子や気にかかる子ばかり目がつられて
いた、そうせざるを得なかつた。しかし子供たち
が減つてみると、一人一人の生活が実によく見え
るようになつてきた。これこそ行き届いた保育
であり、幼児教育の望ましい状況ではないかとい
うふうに私は思ふのですが、こういつた報告は随
分多く出ております。今も提案者がおつしやい
ましたように、やろうと真剣に思ひ込めること
だと私も考えます。
次に、公立幼稚園教員の給与問題についてお伺
ひいたします。
幼稚園教員の給与の教育職第三表適用問題は、

何回も議論をされてきましたけれども、大きな前進が見られておりません。

そこで、提案者にお尋ねをいたしますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○中西(議員) この問題については、さきの委員会におきましても相当議論をいたしましたところでありまして、人事院といたしましては、教育公務員特例法第二十五条の五の規定を引用いたしましていろいろ説明がございました。

そこで、文部省自体も、昭和三十三年七月二十六日付初中局長通知で各県に指導いたしましたわけでありまして、したがって、人事院が規定をしておる教育公務員特例法第二十五条の五の規定、この趣旨に反してはならないということをこのようにしてわざわざ通知しておるにもかかわらず、残念ながら実施されておるのは二〇%を割るという状況でしかありません。

ですから、この点は、やはり先ほどから申し上げておりますように、こうした標準法がない、これも一つの大きな理由になつておるわけでありまして、地方財政法に基づいて基準財政需要額、これをはき出すわけでありまして、その場合に、地方交付税の中には項目がないわけですね。小中の場合あるいは高の場合にはちゃんとそれがありましてありますけれども、「その他の教育費」の中にこれが入つておる、そういう実態がございまして、全く地方自治体の財政運用の中でも疎外された形のもので出てきておる。そして今度は、教育法なりで位置づけられておる教職にありながらも、また、このようにしてたくさん通知なり確認がされておるにもかかわらず、地方自治体では逆に、これを地方自治体の職員と同じ取り扱いで処理しておるといふ実態等があるわけですから、やはり何となくもその基本になる標準法なるものをまず第一につくつていただく、そして地方交付税の中にちゃんと項目を明確にさしていき、そういう態勢がまず一つの基礎固めであるうと思つております。それができ上がった上で、さらにこうした就学前教育が大変重要だと言われ

ておるわけですから、そのことを強調して、地方自治体の教育委員会指導を強めていくことによつてその位置づけを明確にしていただければ、一定の前進を果たすことが可能だと私は思つております。

以上です。

○藤木委員 時間が参りました。しかし、私は、クラス定数を大幅に引き下げて必要な教職員数を確保する、こうしまして幼稚園教育を充実させるという立場に立たない限り、(二)表適用について指導されても説得力を持たなかつた、このように考へるわけです。

そこで、文部省も指導を重ねていると答弁をしてこられたわけですが、ほとんど見るべき変化が起つておりません。

(三)表適用の市町村の数、園の数、教員数の最も新しい資料を御説明いただき、その改善をどのようにされていくつもりであるのか、その御決意を聞かしていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○阿部政府委員 公立幼稚園教員の給料表の適用の問題につきましては、かねてから御議論をいただいておりますのでございまして、その際にもはつきりとお答えを重ねてまいりましたように、教育公務員特例法第二十五条の五の規定によりまして、国の幼稚園教員の給与を基準として定めるのが当然であるということこれまで指導を重ねてまいりました。

特に最近では、昭和五十三年の十月に人確法に基づき給与改定の通知をいたしました際にも、その点につきまして明確に初中局長通知ということ、幼稚園教員の給料表については、国立幼稚園教員に適用される国家公務員の教育職俸給表(三)相当のものを適用することが建前であるということ、を明確に示しておるわけでございます。また、その後も、毎年何回もやつております給与、人事あるいは指導関係の主管課長会議等で、都道府県の担当課長を通じてこの趣旨の徹底に努めておるところでございます。

現在の適用の実態でございますけれども、手元を持つております資料がたまたま幼稚園教員と教員数についての資料でございますが、教員数のうち一万四千五百五十二人、四二・四%の者が教育職俸給表(三)相当の給料表の適用を受けている。なお、幼稚園数については見ました場合には二千三百五十五園で、三八・五%が適用を受けている、他のものはまだ適用を受けるに至つていない、こういう状況でございます。

なお、引き続き、この問題につきましては文部省としては努力を重ねていきたい、かように存じております。

○藤木委員 市町村の数が漏れておりますが、おわかりになりませんか。

○阿部政府委員 ただいま市町村数は持つておりませんので、後ほど電話でもいただければお話し申し上げるようになりたいと思つております。

(委員長退席、船田委員長代理着席)

○船田委員長代理 江田五月君。

○江田委員 教育の荒廃が叫ばれて何と今今の教育を立て直していかなければならぬというときに、教育の原点というのか、一番最初の幼稚園教育、幼児教育について、何とかこれをもつとすばらしいものにしていくためにいろいろ知恵をお絞りになつて公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案を提出されました提出者の皆さんにまず敬意を表し、同時に、こうした議員提案の法律にもきちんと審議の時間を割いておきます委員長と同僚委員の皆さんに敬意を表します。もつとも、表する同僚委員の皆さんがかなり少ないようではあります。

さて、実は、専ら私の責任でございますが質問の通告が十分できておらないところがありまして、あるいは微に入り細にわたつてという答弁をいただくにはちよつと難しいところがあるのかと思つて、できる限り提出者それから文部省の方でお答えをお願いしたいと思います。

まず最初に、これは蒸し返しのような話かもしれませんが大臣にお伺いをいたします。

幼児教育というものは一体何だ、どういふふうにと認識をしておるのかということなんです、結局幼稚園の教育は何をするのかどうもはつきりしない。何か小学校の方から言わせれば、幼稚園で平仮名を覚えてくるとか算数の足し算を覚えてくるといふふうなことはむしろやつてもらわない方がいい、それは学校の方に任せてほしい。しかしどうも幼稚園の中では、実際にいろいろなさうという知識の伝達ふうなこともやつておる、ところもあるようですが、一体幼児教育、特に幼稚園教育というのは何だと大臣はとらえていらっしゃるのか、ひとつお聞かせ願ひたいと思つております。

○松永国務大臣 個々の幼稚園では、今先生御指摘のように小学校一年生にやや似たような点まで教育をしておる、ところもあるようでございますが、私は、本来幼稚園というものは、まず子供が生まれて三歳ぐらいまでの間は主として家庭において、大部分の場合母親が言うならば教師の役割を果たしながらしつけをする、あるいは母と子とのしつかりした愛情を基本にしてその他の分野にまで情動的な発達をなされる。そういう家庭における子育てを経て、三歳あるいは四歳、五歳の時代になりますと集団生活の中で協調性とか社会性などの芽生え、そしてまた特に大事なものは豊かな情操を培う、こういったことに重点が置かれるのが望ましいのではなからうかと思つております。人間として将来発達する場合の基本的な社会性、協調性あるいは豊かな情操といったものの芽生えをきつと図つていくのが、幼稚園における教育の主たる内容ではなからうかと考えているわけでございます。

○江田委員 その社会性、協調性、情操の芽生えをつくつていくということですが、まさにそうだとおっしゃるけれども、子供が生まれてまず最初に、恐らくお母さんでしようね、お母さんとの間で人間関係を持つという人間の広がりをつくつていき、それが次第に家族に広がり、そして、やつと家族という一つの真綿でくるまれたような世界から外に出て世の中、社会に初めて出会う、

これが幼稚園。子供がそうやって次第に社会化していく、社会的な存在になっていくということが非常に重要な点だと思ふのです。ですから、幼稚園はそういう子供の社会との出会いの初体験。

さて、そういう観点から幼稚園の学級編制の人数というものを考えることができないだろうか。教師が一体どのくらいの子供を把握し得るのかという点も一つの重要な観点でしょうが、もう一つ、子供の側から、子供が一体どの程度の人数と友達関係をつくり自分自身の周りのソサエティをつくることのできるか。幼稚園児に四十人の子供と友達になりなさいと言つてもなかなかできないのではないかと、社会の初体験ですからもつと小さなところからスタートしていかなければならぬのではないかと、そんなことを考えれば、幼稚園の学級編制、子供の定員というのはとても四十人などというものではたまためということになるのではないかと思ふのですが、いかがですか。

○高石政府委員 今御指摘のような観点も一つの観点かと思ふのです。例えば小中高等学校の子供を引きかえに考えた場合、個人の適性、能力によつて非常に違ふと思ふのです。それじゃ、小学校で四十人を相手にできるか、高校生で四十人全部と友達になれるかということになります。そういう意味で、一人の子供の友達の数というのか、それは個性がありますのでなかなかそういう点での客観的な数字というのは出しにくいというふうにも思ふわけでございます。したがうまいして、幼稚園における保育をする際にグループをつくらせる、そのときに大体数人単位ぐらいという形でつくらせていくわけでございます。クラスをそこまで落としていくというのは事実上非常に困難、やはり財政の状況とか歴史的な沿革によつてある程度決められているというふうにも思ふわけでございます。

○江田委員 財政状況も考えなければならぬこともわかつておりますが、いろいろな考え方があると思ふのです。いろいろな要素から総合勘案して決めていくのだらうと思ふのですが、小学校でさえ四十人あるいは四十人をもつと割つた数にしていきたいというのに、なぜ一体幼稚園というのはその小学校よりももつと小さいわけですね。恐らく小学校でも、低学年と高学年で適正な学級編制の人数というのは違ふと思ふのですが、小学校で四十人というのに、なぜ幼稚園は同じような四十人ではないのか、小さな子供の場合ももつと少ない人数の方がいいのではないかと、それは目が届かないからということもあるけれども、子供自身の方も少ない人数の方が社会化ということも達成していくためにその第一歩として妥当なんじゃないか、そんな考え方ができるのではないかと思ふのですが。

○高石政府委員 原則的にはそういう考え方に私も同感でございます。そこで、もう一つは、小中学校の場合には義務教育国庫負担というところで国の負担制度とかかわり合つていくというふうな問題、しかも義務教育ですから、すべての市町村に児童生徒がいる数は全部地方公共団体は義務として整備していかなければならない、そういうふうなことで、ある意味では国の基準に従つて財源措置をし、国のそういう改善に従つて条件整備をしていくというふうな仕掛けにしているわけですね。公立幼稚園の場合には、給与は市町村負担であるということ、しかも幼稚園の数も市町村によつて非常にばらつきがあるというふうな実態、そして地方交付税で財源措置をしていくというところで、地方交付税上の財源措置は毎年努力をして少しずつ改善をしてきているわけでございます。

それから、標準の決め方も、四十人以下を原則とするということ、四十人で輪切りしてそれで全部編制しろという厳しい原則ではない。したがって実態は、三十人のところもあるし三十五人のところもあるというふうな状況にあるわけですね。したがって、小中学校の場合における具体的な政策展開と幼稚園における場合の対応策というのは、基本的立場に若干差があるということが一

つあるわけでございます。

そういうことで、現在は地方交付税上による財源措置を充実することを通じて実質的に幼稚園の教育内容を高めていく、こういうことになっておりまして、そのネットワークになる原則がまだ四十人以下ということ、そこが改められていないのは問題だという指摘でございますので、そういう点については、今直ちに実現できないけれども、将来の方向としては十分そこを踏まえて考えていかなければならない、こういうふうに考えているところでございます。

○江田委員 私は財政のことをお尋ねするということにあらためて申し上げたけれども、まだ財政のこととは尋ねていなかったのですが、何かそつちの方でもうお話を入っているようですね。昨年五月十八日にこの委員会が公立幼稚園の学級編制及び教職員定数法について質疑をいたしました。そのときに、例えば一クラス一つの園となつていて幼稚園の数とか、クラスの数と先生の数とが同じ幼稚園がどのくらいあるかと、そうしたことを伺いましたが、その後一年たつて、去年の数字と大分違つた数字になつてきておりますか、あるいは同じですか。どちらですか。

○高石政府委員 若干の違いがありますが、ほとんど同じでございます。

○江田委員 それから、幼稚園の教育のやり方も、例えば昔ならば一斉に始業時間があつて、「イチイパッパ」か「むすんで ひらいて」か知らぬけれども、そんなことを一斉にやつてクラス運営をしていったのだらうけれども、最近はそういうことから次第に変わつてきて、小さなグループごとにさまざまなことをやつていく。あるグループは砂場で遊び、あるグループは縄跳びをやつて、そういうたくさんのグループがそれぞれにいろいろなことをやつていて、教師はそれを全部に目を届かして、そういう教育のやり方に変わつてきておつて、それだけ幼稚園運営というのは、教師にとつてももちろん非常にバラエティーのあることになりませんが、同時に大変な仕事ということにも

なつていて、これも恐らくこの一年の間に変わつたことではないと思ふますが、どうですか。

○高石政府委員 方向といたしましては、先生おっしゃるように、学級単位で活動するというよりも子供たちのグループ単位での活動という方向に流れているということで、そういう方向での実践活動が盛んになっているというふうにも思つております。

○江田委員 そういうことを基礎に、もう既に大勢の同僚の委員の皆さんからお話ございましたが、公立幼稚園の学級編制それから教職員の定数をもうちょっと本当に幼児教育を考えた内容にしようじゃないかという法案が出されているわけですが、去年の質疑では、当時の森文部大臣は、この定数の問題になると財政の判断が非常に重要であるということございまして、そこで財政のことを伺いたいと思ふのです。

まず、幼稚園教育における公的支出というのはどういう仕組みによつて出されるのか、国立の幼稚園の場合、公立の幼稚園の場合、私立の幼稚園の場合、それぞれに国なり都道府県、市町村なり、どういう仕組みでこの公的支出が出されていくのかということ、これはもう恐らく基礎の基礎でしようから、教えていただけませんか。

○高石政府委員 まず、公立幼稚園について申し上げますと、公立幼稚園を市町村がつくるわけですが、その市町村がつくる施設設備それから人件費、これは市町村が負担しなければならぬ。そして、その市町村がつくる施設設備、人件費に必要なものは地方交付税によつて財源措置をしていくということ、国からいいますか、文部省が直接市町村に対して補助しているのは施設設備についてでありまして、人件費については地方交付税による財源措置である、こういうふうになっております。

それから、私立幼稚園は私立幼稚園の設置者が経費を負担し管理する、そしてそれに必要な保育料、入園料を保護者からいただくというのが原則であります。それに対して国は、法人立の幼稚園

であれば経常費補助というような形で一定割合の助成が県を通じて行われるわけであります。その県が行う経常費助成に対して国が私学助成で県に對して助成していくというような仕組みでございます。

それから、公立、私立を通じて経済的に就園させることが困難な父兄に対しては就園奨励費補助というのをを出しているわけであります。その就園奨励費補助は、市町村の事業として出しているわけでございます。市町村が予算を計上し、その一部、三分の一でございますが、国が補助金を交付するというように形で就園させる親たちの負担を経済的に軽減していく、こういう仕掛け、これが大きな仕掛けでございます。

国立の場合は施設設備をつくるのは国がつくるわけで、それに対して一定の保育料、入園料を取るわけでございます。

○江田委員 それぞれに今年度の予算で幾らになつておるかというのはおわかりですか。

○高石政府委員 今申し上げた経費全体がどれくらいになるかということはおわかりですか。これは、国が直接助成をしている幼稚園就園奨励費、これは百三十三億五千万でございますし、それから、施設設備に対しての公私立に対する助成が行われておりますが、これが私立の場合二十二億、公立の場合十七億程度の補助を行っているわけでございます。

○江田委員 公立の幼稚園の人員費に対する地方交付税による財政措置、それから私立の幼稚園に對する県を通じて行う私学助成、これはわからないのですか。

○高石政府委員 地方交付税の交付税の計算の仕方として、標準団体をとりましてそこにいろいろな補正を加えるものですから、一定規模の何園ある幼稚園でどうだという数字を押さえて議論しない、ちよつと的確な数字はわかりません。ただ、一人当たりの給与単価であるとかそういうのはわかるわけでございますけれども……園長の場合に年額五百三十万、教頭の場合三百六十七

万、一般教員の場合が三百二十九万、その他の職員三百十八万、これが交付税上の積算の基礎になつております。

○江田委員 今のは標準団体の行政経費の積算の基礎ですね。それを積算基礎として、そして教育費単位費用を出して、これを人口とかその他の係数で掛けて基準財政需要額を出すわけですか。そういうものを基礎にして後はいろいろな修正をして交付税額を決める、大体そんな感じで理解してよろしいのですか。

○高石政府委員 仕組みは御指摘のとおりでございます。参考のために申し上げます、昭和五十七年度における幼稚園関係の基準財政需要額は約一千億と一応出されているわけでございます。

○江田委員 昭和五十七年度の基準財政需要額というのは一千六十億四千六百九十九万一千円、これがそうですね。今の数字は恐らく五十七年度地方教育費の調査報告書で自治省が算定された数字だろうと思いますが、これが五十四年度の数値は出ていなかったですね。五十四年度から五十七年度に三年経過することによつてこういう数字が出てきたというのは、何か特に事情があるのですか。

○高石政府委員 この調査報告は、五十七年度から実施するということと五十七年度に初めてこういう具体的なものが自治省から発表されるようになったわけでございます。したがって、以前の数字はないわけでございます。

○江田委員 調査報告自体は五十四年度もあつたのじゃありませんか。

○高石政府委員 そのものの自体はありましたが、幼稚園部分としてこういうふうに分けて出されたのは五十七年度からでございます。

○江田委員 幼稚園部分を基準財政需要額を算定して、現に出されているわけですが、これで見ますと、これはどういふことなんでしょうか。全国では基準財政需要額一千六十億と比較して実支出額が一千八百九億ですから、一・〇三基準財政需要

額よりも実際に支出した幼稚園に對する支出は多いということになります。しかし、中を見ますと随分でこぼこがありますね。一番ひどいのはどこでしょう。山梨県なんというのは基準財政需要額が五億五千二百万、ところが実支出額は八千八百九十万、指数で〇・一六、基準財政需要額の〇・一六のものが実際に幼稚園に支出をされている、そういうところがほかにも、栃木で〇・一七、長野で〇・二〇、大変な数字になっているのです。どういふことでこんなに大きな格差が出るのですか。

○高石政府委員 私もこの数字を正確に分析しておりませんのでちよつとわかりませんが、感じて申し上げますと、公立幼稚園の数が著しく少ない地域が下回っているのではなからうか、こういうふうな推測しております。

○江田委員 確かに、基準財政需要額の額が少ないところほど実支出額が少なくて比率が小さい、そして基準財政需要額が多いところは比率も高くなつていふ点がある、公立幼稚園の割合が少ないあるいは保育所と幼稚園との割合といふことも関連をされているのかもしれないけれども、それでも密度補正で補正されているのだからと思ふのです。にもかかわらずこんなに、〇・一七から多いところは一・三六とかいう大きな差が出てくるというのは、財政が問題だからこういう公立幼稚園の措置ができないのだという割には、何か財政が余りにも粗末といひますか、幼稚園の方の財政の中身について、今の交付税の中身について、前々から御指摘があるようにすけれども、例えば算定基礎にしても、市町村分、小学校、中学校、高等学校とその他の教育費で幼稚園分を算定基礎の中に入れていらつしやる、それに対応して単位費用の方も市町村分その他の教育費の中に幼稚園が混在してしまつていふ、したがって幼稚園といふものがどういふふうな交付税で財政措置をされているのかよくわからないという状態になつておつて、そこで財政にどこにネックがあるのかというのが詰めていくとさっぱりわからぬこと

になつてしまふ、そんな状況があるように思ふのですが、違いますか。

○高石政府委員 御指摘のように、その中身は、我々自身もまだ十分勉強しておりませんで分析が不十分な点がございまして。それから、これはいろいろ複雑な仕掛け、仕組みになつていふものから、自治省から一定の資料をいただかないとなかなか精読できないというところもございまして。いずれにいたしましても、この問題については今後十分勉強していかねばならないと思つております。

そして、なお、地方交付税上も幼稚園分は独立した費目で積算をしようとするように文部省としてはお願いしてまいりたいと思つて、今までも要望を続けてきておりますが、今後もそういう要望を続けてまいりたいと思つております。

○江田委員 今の最後の、要望をされているということですが、積算基礎は文部省の方でお出しになるのじゃないのですか。ですから、文部省の方で算定基礎について、市町村分は幼稚園を独立させれば、それで算定基礎だけは独立するのじゃないですか。そうでもないのですか。

○高石政府委員 これは最終的には自治省が決定するわけで、文部省はそれに対して要望していくというところでございまして、文部省の要望がなかなか通らないということがいづばいございまして。

○江田委員 ひとつ文部省、大いに頑張つていただかなければいけません、冒頭申し上げましたとおり、私の方も十分に通告をしておりますので、まだ勉強も十分でないもので、ひとつ一緒に勉強していただきたいと思います。

提出者に伺ひますが、財政上の理由でこれが困難であるということなんです、しかしどうも、どういふふうな財政上の理由なのか、大ざっぱには何かそれは確かに人をふやすのだから金がかかるだろうということかもしれないけれども、細かく詰めるとうからないのです。そういう今の幼稚園財政ということについてどういふお感じをお持ち

ちになり、さらに、提出者としては財政上の問題
ということについてどう解決の提案を用意されて
おるか、この点を伺っておきたいと思ひます。

○中西(横)議員 先ほどもちよつとお答えをいた
しましたけれども、財政上の問題として大変困難
だということ、今まですべて文部省の方からは
退けられるという態勢で進んできたわけでありま
すけれども、それでは実質的に財政問題だけかとい
うことで絞っていきますと、私はそうでもない
と思ひます。

と申しますのは、先ほどもちよつと触れました
けれども、二十年にわたる幼稚園教育振興計画を
出して、あれは五十七年で終了したのではな
いかと思ひていますけれども、この間における状
況というのは、大体園児が増加をする時期、そし
てしかも、希望しても幼稚園に入園できなかつた
という状況の中でたくさん幼稚園を設置する。
したがひまして、地方自治体にもそのことを要請
をしたけれども、地方自治体の進展が余りないとい
うこともありまして、私立幼稚園が大変たくさん
の数を占めるに至つています。それもまた一つ
の理由としておるようでありますけれども、先ほ
ど私が申し上げましたような状況から勘案します
と、私立幼稚園の場合におきましてもそれが大き
なネックになつておるとは思われません。

したがひまして、地方財政並びに国の財政とい
うことに先ほどの論議のように絞られてくる
のではないかとこのことになつてまいりますと、
じゃ果たしてそうだろうかということになります
と、先ほど私が説明申し上げましたように、もと
もと基準財政額をいじ出す基本になるべきもの
の、あくまでも小中学校の場合にはちゃんと法律
で規定されておりますから、それを基準にし、し
かも各市町村に固定された数が全部配置されてお
る。ところが、この場合には市町村によりまして
大変な格差がある。したがつて、その面からの計
数上非常にばらばら出していくという意味の
ことも昨年自治省あたりは言つておつたようであ
りますけれども、その背景になる基本的な法律が

ないということがやはり大きな問題点として指摘
をされておりますだけに、やはりそうした法律を
まず私たちがつくる、その上に立つて具体的に各
市町村段階におけるこうした内容を固定化させあ
るいは拡大をさせていくということ、このことが
今一番重要ではないだろうか。そうした中で、今
言われるような財政の問題につきましても、確か
に行政改革論議からいいたしますと、財政的には大
変厳しいというところが指摘されていきますから困難
だろうと思ひますけれども、先ほど申し上げまし
たように、予算をどのように私たちが最も効果的
に使うていくかということを考えてみた場合には
財政問題一本でこのことを返けるという理由には
なり得ないのではないかと、私はこう考えておりま
す。したがひまして、これから後、文部省の皆さ
んにも、具体的に自治省に対してこれを要請する
場合の姿勢、構え、そこをやはりすりすりしてい
ただきまして、強い姿勢でやはり要請をすると同
時に、先ほど申し上げましたように、法律がな
ければ可能な部分から少しでも省令を変更するな
りして実施をしていく、こういうように考えてい
ただければ一定の前進を図ることができるとは
ないか、こう考えております。

○江田委員 子供たちが最初に社会といふものを
知る、社会性のいふ芽ばえの非常に重要な場所
が幼稚園です。そこがゆがんでおつたら、こ
れから先いふ社会人になるわけはないので、我々
も大いに頑張らなければならぬし、文部省もひと
つ大いに努力をしていただきたいと思ひます。
質問を終わります。

○中西(横)議員 提案者として、一言皆さんにお
礼を申し上げると同時に、お願いを申し上げたい
と思ひます。大変勝手なことを申し上げましたけ
れども、皆さんの方、こうして審議する場をお与
えいただきましたことに對して、最後にお礼を申
し上げると同時に、一つだけお願いを申し上げた
いと思ひます。
と申しますのは、現状をどう改善を求めていく
かということの趣旨については、大方、皆さんい

らつしやいせんけれども、賛成をいただけるの
ではないか、こう思ひます。したがつて、委員長
にお願ひでありますけれども、前回私、質問の際
にも申し上げましたけれども、幼児教育小委員会
をぜひ設置していただきたいということ、この点
についても検討をするということをお約束いただ
きましたので、こうしたところもぜひ活発に討論
をする場として、さらにこうした問題につきまし
ても、この法案も含めてぜひ御討論をいただけれ
ばと思つておりますので、いち早く小委員会設置
をぜひお願いを申し上げますので、最後、最
後に、甚だ勝手でございますけれども、お礼とお
願ひを申し上げます。終わります。ありがとうございます。

○船田委員長代理 次回は、来る二十九日午前九
時五十分理事會、午前十時から委員会を開會する
こととし、本日は、これにて散會いたします。
午後四時八分散會

昭和四十四年度以後における私立学校教職員 共済組合からの年金の額の改定に関する法律 等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員
共済組合からの年金の額の改定に関する法律
法律等の一部を改正する法律
(昭和四十四年度以後における私立学校教職員
共済組合からの年金の額の改定に関する法律の
一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教
職員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次の
ように改正する。
第一条の十五の次に次の一条を加える。
(昭和六十年度における旧法の規定による年
金の額の改定)
第一条の十六 前条の規定の適用を受ける年金
については、昭和六十年四月分以後、その額
を、同条第一項の規定による年金の額の改定

の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を
乗じて得た金額にその額が別表第十の上欄に
掲げる金額の区分のいずれの区分に属するか
に依り同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金
額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同
表の下欄に金額が掲げられていないときは、
同表の中欄に掲げる率を乗じて得た目録)を
十二で除して得た金額を平均標準給与の月額
とみなし、旧法の規定を適用して算定した額
に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者
が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十
歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、
同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づ
いて算定した額に、次の各号に掲げる年金の
区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に
相当する額を加えた額に改定する。
一 退職年金又は障害年金 控除後の年数一
年につき前項の規定により平均標準給与の
月額とみなされた額の三分の一(控除後
の年数のうち十三年に達するまでの年数に
ついては、三分の二)に相当する金額
二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項
の規定により平均標準給与の月額とみなさ
れた額の六百分の一(控除後の年数のうち
十三年に達するまでの年数については、六
百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける
者が八十歳以上の者である場合におけるその
者に対する前項の規定の適用については、同
項第一号中「三分の一(控除後の年数のうち
十三年に達するまでの年数については、三分
の二)」とあるのは「三分の二」と、同項第
二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十
三年に達するまでの年数については、六百分
の二)」とあるのは「六百分の二」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定
の適用を受ける年金を受ける者について準用
する。この場合において、同条第四項中「受け

務員共済組合法別表第二の二」と読み替えるものとする。

3 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額（同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金

額）を十二で除して得た金額をいい、その額が四十五万円を超えるときは、四十五万円とする。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第六条第三項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の十二第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

5 昭和五十九年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算退職年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前各項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

6 第一条第二項の規定は、前各号の規定による年金額の改定の場合について準用する。第八条中「第三条の十五」を「第三条の十六」に改める。

別表第二の十七の次に次の一表を加える。

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から一〇一、二〇〇円まで	六二六、三〇〇円
一一五、〇〇〇円	六八五、二〇〇円
一二九、六〇〇円	七七二、二〇〇円
一五〇、〇〇〇円	八九三、七〇〇円

別表第九の次に次の一表を加える。
別表第十（第一条の十六、第二条の十六、第六条の十二関係）

金額の区分	率	金額
一、二七五、〇〇〇円未満	一・〇三五	
一、二七五、〇〇〇円以上五、二一六、一三〇円未満	一・〇三一	五、一〇〇円
五、二一六、一三〇円以上	一・〇〇〇	一六六、八〇〇円

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第二条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級	七七、〇〇〇円	七八、五〇〇円未満
第二級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満

「第一級 八〇、〇〇〇円 八二、〇〇〇円未満」に、「第三級を「第二級」に、「第四級を「第三級」に、「第五級」を「第四級」に、「第六級」を「第五級」に、「第七級」を「第六級」に、「第八級」を「第七級」に、「第九級」を「第八級」に、「第十級」を「第九級」に、「第十一級」を「第十級」に、「第十二級」を「第十一級」に、「第十三級」を「第十二級」に、「第十四級」を「第十三級」に、「第十五級」を「第十四級」に、「第十六級」を「第十五級」に、「第十七級」を「第十六級」に、「第十八級」を「第十七級」に、「第十九級」を「第十八級」に、「第二十級」を「第十九級」に、「第二十一級」を「第二十級」に、「第二十二級」を「第二十一級」に、「第二十三級」を「第二十二級」に、「第二十四級」を「第二十三級」に、「第二十五級」を「第二十四級」に、「第二十六級」を「第二十五級」に、「第二十七級」を「第二十六級」に、「第二十八級」を「第二十七級」に、「第二十九級」を「第二十八級」に、「第三十級」を「第二十九級」に、「第三十一級」を「第三十級」に、「第三十二級」を「第三十一級」に、「第三十三級」を「第三十二級」に、「第三十四級」を「第三十三級」に、「第三十五級」を「第三十四級」に、「第三十六級」を「第三十五級」に、「第三十七級」を「第三十六級」に、「第三十八級」を「第三十七級」に、「第三十九級」を「第三十八級」に、「第四十級」を「第三十九級」に、「第四十一級」を「第四十級」に、「第四十二級」を「第四十一級」に、「第四十三級 四五〇、〇〇〇円 四四五、〇〇〇円以上」を「第四十二級 四五〇、〇〇〇円 四四五、〇〇〇円以上」に

〇円以上」を「第四十二級 四五〇、〇〇〇円 四四五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満」に
「第四十三級 四六〇、〇〇〇円 四五五、〇〇〇円以上」に

に

改める。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「五百四十万円」を「五百五十二万円」に改め、同項第二号中「五・七六二」を「五・九五八」に、「二万三千元」を「二万三千八百円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和六十年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が七万七千円である者又は四十五万円である者（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十五万五千円未満である者を除く。）の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

3 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号。以下この項において「改正後の法律第四百十号」という。)附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号)附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十九年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和六十年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「五百五十二万円」とあるのは、「五百四十万円」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の下限及び上限を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案
児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法
(目的)

第一条 この法律は、児童又は生徒が急激に増加し又は増加する見込みのある地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に必要となる特別の措置を定めることにより、学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(児童急増地域及び生徒急増地域)

第二条 この法律において「児童急増地域」とは、「生徒急増地域」とは、それぞれ第一号又は第二号に掲げる市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市が第一号又は第二号に該当しない場合にあつては、当該指定都市の区。以下この条において同じ。)の区域として文部大臣が指定する区域をいう。

一 指定を行う年度、その前年度若しくはその前々年度の五月一日における市町村の区域内の児童(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条に規定する学齢児童をいう。以下この号において同じ。)の数から当該日の三年前の日における当該市町村の区域内の児童の数を控除して得た数が三百人以上で、かつ、当該控除して得た数が当該三年前の日における当該市町村の区域内の児童の数で除して得た数値が〇・一五以上、当該控除して得た数が五百人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・一以上又は当該控除して得た数が千人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・〇五以上である市町村

二 指定を行う年度、その前年度若しくはその前々年度の五月一日における市町村の区域内の生徒(学校教育法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。以下この号において同じ。)の数から当該日の三年前の日における当該市町村の区域内の生徒の数を控除して得た数が百五十人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・一五以上、当該控除して得た数が二百五十人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・一以上又は当該控除して得た数が五百人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・〇五以上である市町村

つ、当該控除して得た数を当該三年前の日における当該市町村の区域内の生徒の数で除して得た数値が〇・一五以上、当該控除して得た数が二百五十人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・一以上又は当該控除して得た数が五百人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・〇五以上である市町村

2 文部大臣は、児童急増地域又は生徒急増地域を指定したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第三条 児童急増地域において行われる公立の小学校に係る事業、生徒急増地域において行われる公立の中学校に係る事業及び生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校(全日制の課程を置くものに限る。以下同じ。)に係る事業で別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

(国の補助)

第四条 国は、次に掲げる事業に要する経費について、その事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

一 児童急増地域の公立の小学校の施設の用に供する土地の取得及び造成
二 生徒急増地域の公立の中学校の施設の用に供する土地の取得及び造成
三 生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校の施設の用に供する土地の取得及び造成
四 生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校の校舎及び屋内運動場(柔剣道場を含む。)の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)

(児童生徒急増対策事業に係る地方債)

第五条 都道府県又は市町村が前二条に規定する事業(以下「児童生徒急増対策事業」という。)に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、当該都道府県又は市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第六条 前条に規定する地方債で指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、当該都道府県又は市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(税制上の優遇措置)

第七条 国は、都道府県又は市町村が行う児童生徒急増対策事業に係る土地の取得を容易にするために必要な税制上の措置を講じなければならない。

(学校用地の確保)

第八条 地方公共団体は、その区域内で三百戸以上の集団的な住宅の建設又は十六ヘクタール以上の宅地の造成(以下「大規模宅地開発等」という。)が行われる場合において、特に必要があるとき、当該大規模宅地開発等を行う者(以下「開発事業者」という。)に対し、公立の小学校、中学校又は高等学校の施設の用に供する土地を確保するよう求めることができる。

2 開発事業者は、前項の規定により土地の確保を求められたときは、当該土地を確保しなければならない

ない。

(学校施設整備事業の立替施行)

第九条 地方公共団体は、大規模宅地開発等に伴い公立の小学校、中学校又は高等学校の施設の整備(当該施設の用に供する土地の造成を含む。)に関する事業を行う場合において、財政事情その他の事情により当該事業を自ら適時に行うことができないときは、当該開発事業者に対して、当該事業を代わって行うべき旨の申出をすることができ、

2 前項の申出を受けた開発事業者は、当該地方公共団体との協議に基づき、当該地方公共団体に代わって当該申出に係る事業を行うものとする。

3 前項の場合において、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該事業を行つた開発事業者に対し、当該事業に係る施設(当該施設の用に供する土地を含む。)の引渡しを受けた後三年以内に、その事業に要した費用を支払うものとする。ただし、当該事業に要した費用の額から当該事業について交付を受けた国の負担金又は補助金の額と当該事業について起こした地方債の額との合計額を控除した額については、政令で定めるところにより、二十年を超えない範囲内において協議により定める期間内に、賦払いの方法により支払うことができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

2 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項から附則第九項までを一項ずつ繰り上げる。

(昭和六十年度以前の予算に係る国庫負担金及び国庫補助金)

3 昭和六十年度以前の予算に係る国庫負担金及び国庫補助金(同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度支出すべきものとされた国庫負担金及び国庫補助金を含む。)については、なお従前の例による。

(失効)

4 この法律は、昭和六十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)

5 第三条及び第四条の規定は児童生徒急増対策事業に係る国庫負担金及び国庫補助金で昭和六十六年度に繰り越されるものと並びに昭和六十五年度分の国庫負担金及び国庫補助金(同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和六十六年度に支出すべきものとされた国庫負担金及び国庫補助金を含む。)について、第五条及び第六条の規定はこの法律の失効前に発行を許可された地方債について、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(地方交付税法の一部改正)

6 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項の表に次の一号を加える。

六 児童生徒急増対策(児童生徒急増対策事業費の財源に充てるため発行一千円につき 七〇〇事業債償還費)を許可された地方債に係る元利償還金

附則第六条第二項の表に次の一号を加える。

六 児童生徒急増対策(児童生徒急増対策事業費の財源に充てるため発行一千円事業債の財源に充てるため発行を許可された地方債で児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に關する特別措置法(昭和六十一年法律第百六十号)第五号第六条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金

別表(第三条関係)

事業	区分	国の負担割合
義務教育諸学校施設費国庫負担法第三條第一項第一号、第二号及び第五号に規定する公立の小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場の新築又は増築	四分之三	
学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七條第一項に規定する公立の小学校及び中学校の学校給食の施設の整備		
スポーツ振興法(昭和三十一年法律第百四十一号)第二十條第一項第一号に規定する地方公共団体の設置する小学校及び中学校の水泳プールの整備	二分の一	
スポーツ振興法第二十條第一項第一号に規定する地方公共団体の設置する高等学校の水泳プールの整備		

理由

都市及びその周辺地域における児童又は生徒の急激な増加に対処して、その地域における学校教育の円滑な実施を確保するため、当該地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に關し必要な特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二千七百五十四億五百万円の見込みである。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため分離することに伴つて必要となる校舎又は屋内運動場の新築に要する経費 二分の一

第三条第二項中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、「及び同項第五号」を「並びに同項第六号」に改める。

第五条第四項中「第五号」を「第六号」に改め、同項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五号」を「第六号」に、「当り」を「当たり」に改め、同項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三条第一項第五号に規定する校舎及び屋内運動場の新築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築を行う年度の五月一日における当該学校の学級数に應ずる必要面積を、一平

方メートル当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

第五条の二第三項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第六条第一項中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第五項」を「第五項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条第一項中「若しくは第二項」を「第二項若しくは第三項」に、「きわめて」を「極めて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第五項第三項」を「第五項第四項」に、「こえる」を「超える」に、「きわめて」を「極めて」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(昭和六十年度以前に予算に係る国庫補助金)

2 昭和六十年度以前に予算に係る国庫補助金(同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度に支出すべきものとされた国庫補助金を含む。)については、なお従前の例による。

理由

過大な規模の小学校及び中学校における教育の現状にかんがみ、学校規模の適正化を図るため、過大規模校の分離に伴つて必要となる校舎等の新築に要する経費について新たに国の負担制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約千四百六十七億四千万円の見込みである。

昭和六十年六月四日印刷

昭和六十年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W